

平成21年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年6月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 太田 健一	2番 野並 享子
	3番 小菅 六雄	4番 立入三千男
	5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
	7番 西本 俊吉	8番 矢野 隆行
	9番 梶山 幾世	10番 田中 良隆
	11番 藤下 茂昭	12番 中島 一雄
	13番 田中 孝嗣	14番 中田 幸子
	15番 小島 進	16番 本田 章紘
	17番 川口 東洋	18番 三和 郁子
	19番 鈴木 市朗	20番 原田 薫
	21番 田中栄太郎	22番 林 克
	23番 河野 司	24番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	橋 俊明
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	山中 重樹
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	高田 一巳
市民部次長	川端 良雄	健康福祉部次長	佐敷 政紀
都市建設部次長	林 隆	環境経済部次長	山本 治一郎
教育部次長	田中 善広	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	川端 弘一	広報秘書課長	寺田 実好

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	吉川 加代子	書記	三上 忠宏

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は昨日と同様のため、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第22番、林克君、第24番、秦眞治君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問にあたりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第8号、第9番、梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 皆さん、おはようございます。9番、梶山幾世でございます。平成21年度6月定例会において、私は次の3件について質問をさせていただきます。

まずはじめに、経済危機対策の取り組みについてお伺いいたします。

昨年の経済危機以来、政府・与党は、切れ目ない連続した経済対策に取り組んできました。しかし、想像をはるかに超える景気後退の中でいよいよ一段の対策を講じなければ、景気は底割れしかねない状況が続いております。あるいは、雇用情勢も、新年度を迎え、さらに厳しさを増しております。そうした中、本市でも定額給付金の支給が本格的に始まり、また、高速道路料金の大幅引き下げや環境対応の自動車減税などによって、国民の皆様は少し明るさも見えてきております。

昨年度の第1次・第2次対策が本市にどのように展開されたのか、市民にどのような生活の安心をもたらしているのかを総括しながら、国の総力を挙げた矢継ぎ早の史上最大の経済対策に呼応して、適切かつ大胆に次の一手を打っていくことが極めて重要だと思っております。

1、昨年度の第1次・第2次補正予算の取り組み状況についてお伺いいたします。

まず1点目、その第一は何とんでも雇用の安心対策です。緊急雇用創出事業として臨時職員の募集に取り組んでいただきましたが、本市はこの事業がどれだけ交付され、地域の元気回復のためにどれだけの雇用対策が行われているのかをまずお伺いいたします。

2点目、また、本市の中小企業は、状況の悪化により、年末から年度末にかけての資金繰りが大変に苦しい状況に追いやられている声を聞いております。3月議会で質問させていただいたときには、資金繰り支援策の利用者の認定は220件と聞いていましたが、その後どれだけ認定されたのでしょうか。また、本市の中小企業の経営状況をどのように認識されているのか、あわせてお伺いいたします。

3点目、2兆円を超える家計緊急対策費による、定額給付金、子育て応援特別手当の本市の進捗状況についてもお伺いいたします。また、出産育児一時金の増額、妊婦健診臨時交付金、介護従事者処遇改善臨時交付金、障害者自立支援特別交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金などの本市の取り組み状況についてもお伺いいたします。

次、大きな2点目、行政の無駄ゼロへの取り組みについてお伺いいたします。

大胆な絶え間なき経済対策の打ち出しにあわせ、一方で最も大事なものは行政の無駄ゼロへの取り組みです。この経済不況の中で市民は必死に知恵を出し、節約し、まじめに働い

ておられます。そうした中で、行政の無駄に徹底的に切り込み、行政改革を断行するのは当然のことだと思えます。そのためには政治の強力なリーダーシップが必要です。さらなる行政改革の断行、行政の無駄ゼロに向けて、現在、集中改革プランに集約されているかと思えますが、市長の強い決意と具体策をお伺いしたいと思えます。

次に、本市のスクール・ニューディールについてお伺いいたします。

新経済対策に含まれておりますスクール・ニューディール構想は事業規模1兆円というプロジェクトで、さまざまな方面から高い関心が寄せられております。この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点が含まれているからです。この構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には、公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進める他、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化を前倒しして、3年間で集中的に実施しようとするものです。

国の新経済対策では、低炭素革命を中長期的な成長戦略の柱として位置づけております。その代表的な取り組みが最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上でも、太陽光発電にかかる期待は大きく、学校施設への太陽光パネル設置はその大きな推進力となるはずです。

また、温暖化の防止や、子どもの遊び場として注目される校庭の芝生化を進めることの教育的効果も計り知れないものがあると思えます。

この校庭の芝生化につきましては全国的に広がる中、鳥取市が行っているポット苗移植による鳥取方式が注目を集めております。苗代の材料費が安く、特別な土壌改良も必要ないため、低コストで施工可能、維持管理も簡単、全国からの視察も相次ぎ、同方式を導入する自治体もふえつつあるとのこと。芝生化のメリットは、1、子どもたちの遊び場となる、2、クッションとなり、転んでもけがをしない、3、広場の砂ぼこりを静める、4、ヒートアイランド現象を緩和するなどが挙げられております。

この鳥取方式とは、同市在住のニュージーランド人、ニール・スミス氏が提唱する芝生のポット移植法とのこと。サッカー場などでよく用いられるティフトン芝をポットの中で育て、1平方メートル当たり4束を田植えのように植えるとのこと。苗と肥料の材料費は1平方メートル約100円、除草剤や農薬を一切使用しないため、低コストで環境に優しいということです。校庭の芝生化は、子どもが思い切り体を動かすことができる

など安全対策になると共に、子どもたちのスポーツや外遊びの活発化が期待されます。

以上を踏まえ、次の点をお伺いいたします。

1、小中学校での太陽光発電パネル設置への取り組みについて、2、小中学校での芝生化への取り組みについて、3、小中学校への耐震化の進捗状況と前倒しでの取り組みについて、4、小中学校のLANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と今後の取り組みについて、5、小中学校のICT環境に対応できる教師の技術習得についてお伺いをいたします。

次に、女性の健康支援・がん対策についてお伺いいたします。

近年、子宮頸がんや乳がんに罹患する若い女性が急増しております。毎年、子宮頸がんでは約8,000人が罹患し、約1万人の女性が命を落としているとのこと。芸能人など若い女性のケースが目立つようになって時折話題になっておりますが、本市においても身近な方が若くして乳がんで亡くなられ、私も悲しい思いをいたしました。がん対策は早期発見・早期治療をすることが一番の決め手ですが、いずれのがんも検診受診率が20%程度と極めて低い現状です。アメリカやフランスなどが70%から80%台の受診率なのに、日本はOECD各国の中では最低となっております。

そこで、国においても現下の厳しい不況を克服するために、政府・与党が発表した経済危機対策にも、私たち公明党が取り組んでおります女性サポートプランで主張する、女性の健康支援やがん対策が盛り込まれております。なぜ経済危機対策なのに女性のがん検診なのかと思う点もあるかと思いますが、この対策の目標は安心と活力です。女性が安心して社会の中で活動していくことは、ひいては活力にもつながるものと考えます。また、少子化対策にも資するものと思っております。

女性の健康を応援するために、次の点をお伺いいたします。

1、今年度、女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗鬆症など、予防に役立つ事業を展開し、健康パスポート発行や女性の健康実態調査、がん予防と連携した取り組みが各地で実施されております。本市の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、がん検診の効果や必要性などの情報提供にどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。特に、毎年9月はがん制圧月間です。今年の9月こそ、今までとは違った、住民挙げてのがん制圧月間にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、新経済対策でも、5月29日、子宮頸がんと乳がん検診の無料クーポン券を成人女性約760万人に配布することが明らかになりました。30日の一般紙の一面にも大

きくこのことが取り上げられておりました。子宮頸がんでは20歳から40歳まで、乳がんでは40歳から60歳の間、それぞれ5歳刻みとなっております。検診の必要な女性の手元に届けることが重要となってまいります。この取り組みについてお伺いいたします。

4点目、国が平成18年度に策定したがん対策推進計画では、平成23年度までにがん検診の受診率を50%以上にすると目標を定めております。本市の受診率の推移と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） おはようございます。梶山議員のご質問の経済危機対策の取り組みの中の2項目め、行政の無駄への取り組みについて私の方からお答えをさせていただきます。その他のご質問につきましては教育長及び担当部長の方からお答えをさせていただきます。

昨年後半から始まりました世界経済の急激な悪化による法人市民税の落ち込みとあわせて、野洲市が本来持っていた構造的な問題、これによって財政の危機状態が生じております。当然、行政の無駄というのは危機的な状況でなくても常に生じるものでありまして、これをいかに少なくして行って、市民からいただいた税金を最大限効率よく市民サービスに回していくということが本来でございますけれども、今回、こういった非常事態を迎えまして、昨年度から今年度にかけても予算規模を10億円以上削減しておりますし、来年度はまさに無駄を省いて、一層10億円の削減でもって、かつ市民サービスを落とさない形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

野洲市の行政といいますのは、これまでも申していますように、豊かな法人市民税に支えられて、施設の設置あるいは市民サービスを拡大してまいりました。しかし、法人市民税が落ちた中で、先ほど申し上げましたように、市民サービスをいかに維持していくかという観点から、もう一度、無駄をすべて省いた、スリムで簡素で、かつ効率のよい行政運営を進めていく必要があると思っております。

そのために今回、今、素案の考え方をお示ししております「(仮称)集中改革プラン」によってその取り組みを進めていきたいと考えておりまして、その考え方は、すべての行政サービスにわたって、市民の観点からもう一度見直す、それと、これまでのような法人市民税あるいは基金に頼らない健全な財産運営を進めることだと思っております。ただ、無駄を省くというのは、単に無駄を省くという視点からではなくて、ビジョンを持って計画

を立てて、市民の豊かで発展する地域社会をつくるという目標を設定して初めて無駄が省けるものでありまして、ややもすると、つくった施設あるいはつくった制度に縛られて、そこに無駄が生じてまいります。

これは行政に限らず、先般もオムロンの社長と話をしていますと、メッキの例を例えて話しておられました。メッキというのは電気の接点を安定させるためにやるのですが、従来はすべて端子にメッキをしていたけれども、本来触れないところにメッキをする必要はないので、触れる部分だけメッキをするという話をされていまして、行政も同じことで、あまねくやらなくて、本当に必要なところに資源、サービスが行くという形でやるべきということで、大いに参考になったところであります。

こういったやり方でもって、個々の局面でいかに無駄が生じているのか、それが、大きな市民サービスの提供の観点からどういうふうにプラス・マイナスに働いているのかという観点からもってやっていきたいと思っております。

それと、ビジョン、展望に関しましては、先にお示ししました私のマニフェストのロードマップでもってこれからの展開を示すことによって無駄を省くという両方の縛りの中で行政運営を進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。それでは、梶山議員の2つ目の質問でございますが、本市のスクール・ニューディールについてにお答えを申し上げたいと思っております。

まず、第1点目の小中学校での太陽光発電パネル設置への取り組みについてでございますが、小学校、中学校全9校のうち、野洲小学校では平成16年の改築時に、また祇王小学校では平成17年の大規模改修時にパネル設置が完了しております。

次に、近々での設置が具体的に決まっておりますのが、改築を行います野洲中学校、耐震補強を行います三上、篠原両小学校です。北野小学校、中主小学校、また野洲北中学校、中主中学校につきましては、耐震補強を終えていることから、パネル設置のためには建物の強度の検討が改めて必要となってまいります。よって、今般の緊急経済対策での対応は困難だと考えております。

次に、2点目の小中学校での芝生化への取り組みについてでございます。

校庭等の芝生化の効果につきましては、議員ご指摘のとおりであろうと思います。しかし、芝生は生き物でもございます。懸念されますのはやはり日常の維持管理であります。まず、芝の補植であります。サッカー場や野球場はシーズンオフがあるため、使用休止期間を設けての補植などの整備も適正に行うことが可能ですが、学校のグラウンドはほぼ1年を通じて使用されますので、この期間設定が困難となります。また、施肥、水やり、刈り込みなど、1年を通じての日常的な作業も必要となってまいります。こうした面においても、学校のグラウンドの芝生化には慎重な検討が必要であると考えます。

ご提案の趣旨とその効果につきましても理解はいたしますが、以上のいろいろな現実的な問題点も考えられますことから、現段階におきまして実施については考えておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

3点目の小中学校の耐震化の進捗状況と前倒しの取り組みについてであります。

野洲中学校につきましては、現在、改築及び耐震補強について実施設計中であり、改築につきましては22年度での完成を、また改修につきましては23年度までの完成を目指します。

三上小学校の校舎につきましては、来年度から補強改造工事に着手予定です。また、篠原小学校校舎につきましては、改築予定分に係る仮設校舎の建設と解体工事及びその他の補強工事が来年度からの予定となっております。篠原小学校及び祇王小学校の体育館、また野洲小学校特別教室棟と体育館などにつきましては既に耐震診断は終えておりますので、来年度、実施設計へと進める予定でございます。

国庫補助適用のための手続である、県建築士事務所協会に依頼しております判定評価に相当の期間が要すると思われるなど不確定な要素があり、スケジュールの変更が余儀なくされる場合もあると思われまます。しかし、基本的には、早期の安全な施設づくりのために、説明いたしました計画で進めてまいり所存でございます。

次に、4点目の、小中学校の校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と今後の取り組みについてであります。

まず、現状であります。校内LANにつきましては、中主小学校、中主中学校、野洲小学校の3校につきましては既に整備済みです。これ以外の4小学校、2中学校、計6校につきましては未整備でございます。電子黒板とデジタルテレビにつきましては全校未整備であります。

今般の経済危機対策によるスクール・ニューディール構想におきまして、学校ICT環



境整備事業が、教育振興基本計画の政府の整備目標を踏まえて新たに補正予算に盛り込まれたところがございます。本市におきましても、教員1人1台のコンピューターや校内LAN、さらには、各校・各教室に設置してありますテレビの地上デジタル化への対応、また電子黒板等につきまして、現場からの要望と整備への期待が大きいのは事実でございます。

しかしながら、これらの整備を今般の経済危機対策により対応していくこととなりますと、まずは市全体を対象として、この経済危機対策による取り組みの必要な課題を抽出した上で、それらとの緊急度・必要度について慎重なる比較の議論を行った後ということになるわけです。

したがいまして、現段階では明確な回答ができかねますので、ご理解を賜りたいと思います。

第5点目の小中学校のICT環境に対応できる教師の技術習得についてお答えを申し上げます。

ICT環境に対応する教師の技術習得についてであります。このことは教師のスキルアップとして大変重要であるにとらえております。本市教育研究所におきましても講座や研修で積極的にICT育成に力を注いでおり、最近では、平成17、18年度で「学力向上に効果的な授業づくりとICTの利活用」を研究テーマに年間10回の授業研究と研修を実施すると共に、毎年、ICT育成に関わる講座を開催しております。本年度につきましても、「コンピューター活用講座」と題して夏季休業期間中をメインに3回研修会を開催しますので、積極的な教職員の参加を呼びかけていきたいと考えております。

また、近くに設置されています滋賀県総合教育センターのICT育成に向けた7つの講座と、自分の研修したい内容を自分のペースで学習することができるeラーニングシステムも大いに活用していただこうと考えております。

さらに、県総合教育センターのスタッフを講師として派遣します情報教育推進事業につきましても、学校が主体的に実施しますICT研修に、より一層活用してまいりたいと考えております。

以上、梶山議員の質問にお答えをいたしました。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、皆さん、おはようございます。私の方からは、梶山議員の、経済危機対策の取り組みの中で、国の第1次・2次補正予算の取り組み状況

の1点目と2点目についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の国の平成20年度第2次補正予算の雇用対策関係の取り組みでございますが、去る3月議会最終日に、平成21年度一般会計補正予算（第1号）として、ふるさと雇用再生特別推進事業で2事業、緊急雇用創出特別推進事業で6事業による職員及び事務補助員を雇用すべく、これら事業費を補正予算として追加提案したところでございます。

これら事業の雇用状況は、ふるさと雇用再生特別推進事業では、観光物産資源活用プランナー育成事業及び「銅鐸の里」ミュージアム・マネジメント事業の2事業を野洲市観光物産協会へ委託し、2人の採用につながったものでございます。

また、緊急雇用創出特別推進事業では、里山登山道及び自転車道の調査・環境整備事業他5事業で7人を、事務補助員としての臨時職員の雇用で12人を採用し、合計21人を雇用しております。

なお、平成21年度1年間では、延べ30人の雇用を予定しておるところでございます。

これら事業費は100%の補助事業であり、総額で3,164万3,000円の予算となっております。

次に、2点目の資金繰り支援策の利用者の認定件数であります。原油高・原材料高によるセーフティネット資金借り入れに要する5号認定でございます。この件数でございますが、平成20年10月末日から平成21年2月末日までの認定件数は219件でございます。また、3月から5月末日までで110件の認定をしてございます。これまでの合計認定件数は329件となったものでございます。

次に、3点目の本市の中小企業の経営状況の認識でございますが、市内の中小企業の具体的なデータは承知しておらないところでございますが、内閣府発表の5月の月例経済報告によりますと、「景気は厳しい状況にあるものの、このところ、悪化のテンポが緩やかになっている」との基調判断が出されております。また、1月から3月が底打ちの時期で、4月から6月期以降は景気が上昇し、年末から来春にかけて回復軌道に乗るとも言われております。

しかし、草津公共職業安定所、ハローワークでございますが、この管内におけます平成21年4月の有効求人倍率は0.42ポイントであり、3月の0.58ポイントと比較しても0.16ポイント減少しております。この数年では最低の数値となっております。

こうした雇用の側面から推測をいたしますと、現在も大変厳しい経済状況が続いている

と認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） おはようございます。ただいま梶山議員からご質問のございました経済危機対策の取り組みについてのうち、3点目の各種交付金の進捗状況や取り組み状況につきましてお答えをいたします。

まず、定額給付金につきましては、5月末現在で給付件数が1万5,490件、支給総額は約6億8,340万円で、全体の件数では86%の支給率となっております。

次に、子育て応援特別手当につきましては、5月末現在で支給世帯数667件、支給児童数は697人で、合計で約2,509万円を支給し、対象児童数の支給率は91%となっております。

なお、定額給付金及び子育て応援特別手当の申請書が未提出の方々につきましては、いずれも申請書の提出期限が10月13日となっておりますので、今後、早期に給付を受けられますよう広報等で周知をしまいたいと考えております。

次に、国民健康保険の出産育児一時金につきましては、今般、国の緊急少子化対策として健康保険法施行令が改正をされ、本年10月から平成23年3月までの時限措置ではございますが、4万円引き上げられることになりました。これは、加算をいたします4万円のうち2万円を国が助成することにより実施されるもので、本市におきましても10月からの実施に向け、9月議会定例会で条例改正案の提出を予定いたしております。

次に、妊婦健診臨時交付金につきましては、国の特別対策終了後も、本市では引き続き継続性のある定着した助成制度としていくために医療保険並みの助成とし、本年4月1日から、母子手帳発行時に現状の1回ごとの健診費用から設定した額の受診券を14枚交付しております。なお、既に母子手帳を交付しました妊婦の方で、4月1日現在、妊娠を継続されている方には個人通知をして、4月中に受診券の交換を行っております。

次に、介護従事者処遇改善臨時交付金につきましては、報酬改定に伴う各事業所における介護職員への賃金等への反映状況についてでございますが、今回の改定が一律の改定ではなく、サービス区分や各種の加算などにより改定率が千差万別のため、実際の利用状況により、一定期間、事業所全体での影響額を見た上で判断する事業所が多くなっておりません。

次に、障害者自立支援特別交付金につきましては、事業者に対する運営の安定化を図る

事業のうち、障害者自立支援対策事業運営円滑化事業で平成20年度は11事業所に約669万円を助成し、通所サービス利用促進事業で15事業所に約601万円を交付いたしました。

また、新法への移行のための円滑な実施を図るため、デイサービス事業等緊急移行支援事業といたしまして1事業所に対し1,667万円を、ケアホームの重度障害者支援体制強化事業で3つのホームに約43万円の助成を行いました。

なお、平成21年度につきましても、国、県でこの補助事業が継続される予定であり、21年度分の県の補助要綱が定まり次第、どの事業を採択するかを検討し、補正予算で対応したいと考えております。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、先の3月議会定例会でご承認をいただきましたとおり、平成20年度から21年度への繰越事業となっております。今後、道路維持事業で約4,200万円、交通安全施設整備事業で約2,100万円、農道整備事業で約1,100万円の執行を予定しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。それでは、梶山議員の女性の健康支援・がん対策についてのお答えを申し上げます。

1点目の女性の健康づくり事業の取り組みにつきましては、女性を取り巻く健康課題として、がん、骨粗鬆症の予防、喫煙等が挙げられます。市では、女性特有のがんである乳がん、子宮がん検診を集団及び個別の医療機関において実施し、早期発見に努めております。

また、骨粗鬆症予防講座を、がん検診、育児サロン等、女性が集まる事業と同時に開催し、骨粗鬆症予防への周知を図っております。

また、たばこは健康を阻害する最も大きな要因であることから、健康影響について正しい知識を普及することが大切であることから、乳幼児健診、育児相談等あらゆる機会を活用し周知をすると共に、禁煙支援についての情報提供を行っております。

2点目のがん検診の効果や必要性などの情報提供では、市広報、チラシなどで情報提供しておりますが、それに加えて今年度、がん制圧月間の取り組みとしまして乳がん予防、乳がん検診についての講演会を開催し、乳がん予防に関する市民の意識の高揚を図りたいと考えております。あわせて、がんの最大の原因であるたばこについての正しい知識や、

がん予防につながる食生活についての啓発を地域の健康づくり組織等と連携して実施したいと考えております。

3点目の子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券につきましては、検診の受診率向上、がん対策推進に効果的な事業であり、対象年齢の方にクーポン券を配布したいと考えております。配布は、県、また医師会など関係機関と調整でき次第、実施してまいります。

4点目のがん検診の受診率推移につきましては、乳がんでは約10%と横ばいで推移し、子宮がんは平成17年度は13%でありましたが、平成20年度では22%となっております。

今後、受診率の向上を図るため、各種検診や健康相談、健康教育などさまざまな機会をとらえ、がん検診による早期発見の重要性について啓発を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

まずはじめに、市長にお答えいただきました無駄ゼロへの取り組み、これは市長のマニフェスト、また今回の集中改革プランの中で相当悩んでいただき、時間を費やしていただき、これから取り組んでくださるものだと思っておりますが、1つお聞きしたいのは、市長が出馬されるときに一般紙の市長のお話、非常に感銘した内容があったのですが、それは、仕事は残業しなくてもきちっと整理していけばできるのではないかという、そういうポリシーを持って仕事を行っておりますという記事が非常に私も印象に残っております。そういう意味から、市長が市長になられた折には、そういう点で非常に力を入れられるのではないかという期待もいたしております。

そんな中で、私も夜遅く、11時とか12時とか市役所の前を通ることが、しょっちゅうではないのですがあります。そんな折、2階ですね、遅くまで、こんな時間までお仕事をしなければいけないのかという、毎日ではないと思うのですが、時折そういう光景も見ておりますし、部署によっては残業しなければいけないものとか、絶対きちっと時間内に終わるといことは難しいとは思っておりますが、多少の残務はやむを得ないとしましても、そういう点、市長は、市長になられて、そういった時間外のお仕事についてどのように考えてこられたのか。また、本当に2階の方なのですが、総務の方なのですが、時折、そんなに深夜まで仕事をされている場合はどのようなお仕事で遅くまでされているのか。市民の方から、何で遅くまであんなに電気がついているのかということ

聞きます。本庁舎だけではなくて分庁舎とか、また文化ホール等、そういうところでも結構遅くまでついている、無駄ではないか、そういう声も市民の方から聞いておりますので、市長の出馬の折にそういったことも非常に関心を持っておりましたので、そういった見解をぜひ市長にお伺いしたいと思います。

それから、雇用対策の件で、先般も観光物産協会の総会に6月3日参加させていただきまして、ふるさと雇用で採用されたという2名の方が紹介されて挨拶されておりました、本当に雇用の創出ができてよかったと目の前で確認をしておりました。

再質問させていただきたいのですが、ふるさと雇用再生、この雇用対策におきましては3年間の事業と聞いておりますが、この事業、どのような計画をされて取り組んでいられる計画なのかお伺いしたいと思います。

それから、非常に資金繰りの大変な企業、確かに329件、どんどんふえております。もっとふえる可能性があると思いますが、この中でしっかりと保証協会の認定を受けて助かっているという方の声を聞くのは本当に少ないのですね。全員に聞いておりませんが、少ない状況ですので、前回も質問させていただきましたけれども、やはり中小企業もこれだけ、現在でも329件の方がおられる、もっとふえる可能性がある。前回質問させていただきました中小企業救済対策本部等をやはり考えていただいて、本当に市がその方たちへのフォローに努力しているのだということを示していただきたいと思うのですが、この掌握は前回も、どれだけの方が認定を受けたけれども支援を受けているかどうかわからないということですので、できるところを取り組んでいただきたいと思うのですが、その点、再度お伺いしたいと思います。

もう一つ、経営状態がわからないということなのですが、これは観光課でわからなければ市長にちょっとこの辺をお伺いしたいのですが、市長は、中小企業が元気になっていただくことがまた野洲市が元気になっていただくことだということで、個人的にお話をされている中で言っておられましたけれども、中小企業が元気であるという、そういった状況をどのように掌握されていっておられるのか。その辺、7カ月経った状況の中でぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから次に、学校のスクール・ニューディールについてでございますが、国の方で今回、緊急経済対策の中で補正予算を上げておりますので、それに基づいて一生懸命取り組んでいただいている状況ですので、この構想をできる限り各学校にしっかりと根づいていけるように準備を進めていただきたいというふうに思います。

1つ、芝生化についてはできないということでしたけれども、鳥取方式はご存知でしょうか。先ほども一部ご紹介させていただきましたが、鳥取方式というのはお金もかからないからということで、現在、36都道府県で144の自治体の方が実施されているということで報道されております。私も質問した後で、発祥地というのですか、鳥取県の境港市の誠道小学校というのがインターネットで出ておりましたので、2日の土曜日、日帰りで見に行ってきました。土曜日でしたので学校の先生とは直接お話しできなかったのですが、後日お電話で聞かせていただきました。写真も撮ってきたのですが、規模が小さいです。その辺も多少は違うかと思うのですが、非常に芝生があるということは環境にも優しいですし、目にも優しいですし、ぱっと行って、何かホットな学校だなというイメージがありました。その学校は門扉もありませんでしたので中に入れていただいて、実際芝生にもさわりながら見せていただきましたけれども、やはり部分的にも、全部グラウンドを芝生化ということは非常に困難かと思えますけれども、いろんなメリットを考えた上で、子どもたちが遊ぶのに芝生があると遊ぶ時間もふえてきます。後で先生がおっしゃっていたのですが、芝生ができてから子どもたちがよく外に出て遊ぶようになりました、活発になりましたということをお聞かせいただきました。そういう面では、芝生化にして本当によかったと思っています。そこは半分ぐらいはグラウンドだったのです。それはスポーツ少年団が使うので、グラウンド半分はしておりませんということで、半分ぐらい芝生化にされておりました。

そういう点から、全くやる気がないというよりも、できるところから取り組んでいくことが、これだけ全国で、36都道府県144自治体に取り組んでいる。近隣では、国のスクール・ニューディールに先駆けして、泉大津市が2校取り組んだという状況も出ており、本当に芝生で遊んでおられる状況が出ておりますけれども、頭からする気がないというよりもできるところから、全部一斉にというのは非常にコストもかかりますけれども、今回、国も支援すると言っておりますので、100%ではありませんけれども、ぜひ芝生化をどこの県よりも先駆けて、せめて部分的でも、芝生の中で子どもたちが、芝生ができたことで外に出て遊ぼうと、そういう声が聞けるようにぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、再度この件について質問させていただきます。

それから、がん対策なのですけれども、野洲市、国保では12%の受診率というデータが出ておまして、本当に大変な状況だというふうに思っております。私も毎年、乳がん検診、子宮頸がん検診を最近ここ3年受けておりますけれども、受けるたびにひっかかって

おります。本当にはらはらしますけども、再検査で陽性ということでまた安心して、また頑張れるという、そんなことの繰り返しの中で、国は子宮がん検診は2年に1回でいいということでしたけれども、昨年どうもなくて、今年受けましたらちょっとひっかかりまして、そういうこともありますので、やはりこの検診は早期発見・早期治療が命を守ることに繋がりますので、これをもっと野洲市で受診率アップに努力していただきたいというふうに思います。

今回、国の方では無料クーポン券を、20歳から40歳までは子宮頸がん、また乳がんについては40歳から60歳まで5年置きということで、40歳の方は2つのクーポン券が渡されるということで、具体的には、昨年の4月2日から今年度の4月1日までを基準にして、20歳から60歳までの5年単位というふうになっております。このクーポン券を対象者にもらっていただいて、しっかりと受けていただきたいなという。これも国の施策ですのでいただきたいのですけども、このクーポン券はどのようにして対象者に徹底してお渡しされようとしているのか、この点、再度お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の再質問のうち2つ、1つは残業あるいは仕事の進め方についてのご質問と、中小企業のあり方についての2点のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。

まず、残業というのは、まさに残業という言葉に示されていますように、現在ですと7時間45分ですけれども、通常8時間の勤務が想定されているわけですが、それで片づかないということで残って仕事をしていただくということになっています。

今の野洲市の残業の状況を見ていますと、実際は昨年より同時期でふえております。これはなぜかといいますと、2つございまして、1つは定額給付金、申しわけないのですが、それが1つであります。もう一つは、これも条例の改正でお願いしました。税制が随分変わりました。ですから、税制改正と定額給付金でふえているというふうに思っています。それと、野洲市の場合、恒常的に残業がどうなっているかといいますと、年度当初、当然これはふえております。これはなぜかといいますと、年度の新しい仕事が始まるというのと、人事異動で人がかわって慣れていないという、これが通常ふえている部分です。

それともう一つ、野洲市に特徴的な部分として私が考えているのが人の数の問題。こ



れも先般も申し上げましたけども、仕事量に見合っただけで人を減らすという意味じゃなしに、仕事を減らさないで人を減らしてきたという実態があります。ですから、人が減っていません、頑張っていますという形で、いわゆるいい格好をしているのですが、本体を減らしていなければそこに無理が行ってしまっていて、仕事がふえると。特に異常なぐらいに、非正規の職員さん、嘱託さん、臨時職員さんで、定数を減らした分カバーしていると。当然、正規の職員さんの仕事が過重になって、そこで残業がふえてくるというふうに思っています。もう一つは、土木ですとか福祉関係で、個々の職員は有能なのですが、いわゆる能力開発がされていなくて人が育っていないということで、特に福祉関係なんかは、一般採用でいいのですが、仕事によって人の能力を高めていくということをしてこない、専門性を求めていますから、なかなか制度がうまく動いていない。あるいは、先ほど申し上げた建設等の部門でもそうです。いろんな仕事も全部専門性が要りますけれども、特に今申し上げた2つの部分で弱いので、どうしても手間取っているということかなと思っています。

残業しないためには、これもいつも言っていますように、着地点を先に想定して、逆算して、いつにどういう作業をするのかというのをきちっと押さえた上で仕事を始めればいいのですが、目の前の仕事から取りかかりますと、いつまでも仕事ははかどらなとずるずるといつてしまっていて、ただ、はかどらないために労働資源だけつぎ込むということになって結果的に残業がふえますので、仕事の進め方においても、今申し上げたように、着地点を明らかにした上でスケジュールを明確にして仕事を進めると。当然、さまざまな障害で仕事が遅れますけれども、それは柔軟にスケジュール管理をするということかと思えます。

それと、組織的にはやはり誰かが進行管理をする役目を持っておかないとだめで、進行管理をする人がなくて、任してある、いつか上がってくるということではだめでして、そういう進行管理をする責任者の位置づけ、自覚も必要かなというふうに思っています。

それと、常々申しているのですが、職員がよく悩んでいる。悩んでも問題は解決しませんので、工夫と実行という観点から、悩みという部分がなくなるような形で仕事を進めることが必要かなと思っています。

まだまだ課題がございますので、これは人と組織の問題ですので、今申し上げたような問題意識をできるだけ持ちつつ、改善を進めていきたいと思っています。

それとあと、中小企業につきましては、これも従来から申し上げてはいますが、まず

基本的な中小企業に関する考え方といたしましては、中小企業というのは大企業に至る途中の、いわゆる子どもが大人になるという途中の企業形態ではありませんでして、その業種によって、当然その規模でいいということで中小企業ということです。ただ、一般には日本では、大企業が最終形であって、中小企業はその途中段階という受けとめられ方をしていますけれども、そうではなくて、それだけの市場、あるいはそれだけの製品をつくるのであればその規模で、30人、50人でいいという形でやっておられるのが中小企業だというふうに考えています。これは私の個人的見解というよりは国際的にそういうことで、中小企業が盛んな例としてはイタリアが挙げられていますけれども、縫製品あるいは服飾品、あるいは靴だとか、そういったメーカーはみんな中小企業でやっていますし、オートバイ、車も結構中小企業でやっています。それは大企業になろうとしているのではなくて、いい製品を丁寧に地域の市場に提供するという形でなっていますので、まず中小企業というのはそういうものだというふうに思っています。

それと、野洲市の場合は大企業を誘致して税収を図って雇用ということで、これは当然必要なことですがけれども、中小企業の方とお話ししていると、大企業優先みたいな施策だったとおっしゃっています。これについても私は従来から申し上げていますように、1,000人の雇用を確保するのに、1社で1,000人と、50人で20社で1,000人、これはどちらも必要だと思っておりますので、そういう観点からの中小企業施策が必要だと思っております。

中小企業の場合は、最終製品をつくっておられるところと、中間の製品をつくっておられるところがあります。最終製品というのは、例えばお菓子屋さんですとか、あるいは小売店なんかは最終的ですし、あと、部品をつくっておられる中小企業の場合はどうしてもその上下、材料を仕入れるところと、あと中間製品を売るという間に挟まっておられますから、どうしても国内的な景気、あるいは国際的な景気動向を受けやすいと思っております。

そういう意味では、支援としてはやはり市内にすそ野の広い企業立地がされるという措置が必要ですし、あとは、最終製品を扱っておられるところについては市内で消費が回る。この5万人の消費というのはかなり膨大だと思っておりますので、野洲市の場合は市民の消費が市内で回るよりは外に逃げていっていると思いますので、いかに市内で消費が回る観点からの施策展開をしていくかということです。

それと、これも最近立地していただいた企業のトップと話していると、企業立地で必

要なのは何ですかという話で、きのう申し上げました、1つは職員が安心して住めるような都市づくり、もう一つは、今申し上げました、中小企業が立地していて、いわゆる下請あるいは関連企業として連携できる企業があってほしいということでしたので、そういう意味からも、企業誘致の観点からもやはり中小企業が元気に伸びていていただくことが必要ですので、そういう観点からの施策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、梶山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

校庭のグラウンドの芝生化への取り組みでございますけれども、梶山議員の質問の中にもございましたように、校庭の芝生化につきましては多くの教育効果があるというように認識をしております。裸足で出られるとか、そしてそのことが健康や、あるいは情緒面に非常に効果があるということとか、あるいはヒートアイランドの抑制につながるとか、あるいはいろんな課外活動で教育的な十分な効果があるというのは認識をしておるところでございます。

ただ、先ほどの答弁にも申し上げましたように、芝生化をやりますと、その後の管理費用が非常にかかってくると。こういうところが1つの大きな課題でございます。例えば補植をする必要もございます。それから、施肥をする。そして、芝刈り機とか、あるいは肥料の散布機なども必要になってこようかと思えます。そういった維持管理費が非常に高く付くと。試算をしたところでは、種子や肥料を含めて維持管理費が年間50万円程度であろうというように考えております。しかし、そこに芝刈りや施肥を委託したりしますと、かなりの高額になるのではないかと。

そういうふうなことから考えまして、先ほど答弁でも申し上げましたように、現段階でということでございますので、そういった教育効果もございますので可能性を考えていくわけですが、現段階では実施しないということで一つご理解をお願いを申し上げたい、そのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の再質問にお答えをさせていただきます。雇用対策関係とセーフティネット資金の関係だということに答弁させていただきます。

まず、雇用対策のふるさと雇用の関係でございますが、先ほど答弁でも申し上げたように2事業ございまして、観光物産資源活性プランナー育成事業と、そして「銅鐸の里」ミュージアム・マネジメント事業という2つの取り組みをしております。先に申し上げましたのが商工観光課から観光物産協会に委託をしております、そして「銅鐸の里」の関係につきましては、銅鐸博物館から観光物産協会へ委託をしておるという事業でございます、それぞれ3年間の事業でございます。

まず、プランナー育成事業については、3年間で観光や物産振興のビジネスモデルをつくり上げようというのが目的でございます、具体的には新たな名産品をつくり上げていきたいというのと、販路拡大と、地域のにぎわいの創出ということでございます。既に5月30日にてんこもり市というのも開催をしました。5月30日土曜日でございますが、また6月13日にも開く予定をしております。そういうことで、一応3年間継続をしております。ビジネスモデルを考えていくというのが大きなねらいの事業でございます。

それとあと、「銅鐸の里」ミュージアム・マネジメント事業でございますが、これにつきましては、銅鐸博物館を中心といたしまして、希望が丘などの周辺地域の魅力をいろんなメディア、マスコミに発信いたしまして誘客促進を図っていこうというねらいの事業でございます。いずれも、言いましたとおり、嘱託職員を雇用いただきまして、そのメンバーで3年間何とかいいものをつくっていただくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、セーフティネットと中小企業の関係で先ほど市長の答弁がございましたが、1つ、対策本部ということもおっしゃられておりました。確かに、年末に工業会、商工会、金融機関と連携をとって連絡会等も開いてきて情報収集に努めてきたのですが、今それもなかなかいい情報交換もできていないのが現実でございますので、現在の状況も踏まえまして、また3者が連携をとっていただいて、市もそこへ入りまして情報収集等に努めていって、今後の取り組みに生かしたらというふうにも考えてございます。

それと、セーフティネット資金の貸付状況でございます。どれぐらい実際貸付ができていのかというご質問で、これも3月議会にも答弁させていただいたのですが、なかなか実態がわからないというのが現状でございます。それはなぜかと申しますと、この329件認定しておりますが、これは国の資金、県の資金ということで2種類がございまして、国の資金ですと全国どこの金融機関でも借りられるようなことも言われておりますし、なかなか実態把握ができないということもあります。このことについては商工会等にも確

認をいたしました。国、県の割合すらわからないというのが実態というようなことでもございます。結局、金融機関と本人のみの情報ということになろうというふうに思うのですけども、いずれにいたしましても認定を市がさせていただいているということで、これも3月議会に申し上げましたが、やはりできる限りの実態把握はする必要もあるということで、県とも相談して、そこらでわかる範囲で情報を教えていただくということで努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、梶山議員の無料クーポン券の配布方法についてお答えを申し上げたいと思います。

これにつきましては、今回、国の方で予算が通ったということで、今予定されていますのは、6月30日を基準日として、その対象の市町村が対応するということになっております。

先ほどご紹介がありましたように、本市では、子宮がんについては20歳から40歳まで5歳刻みということですので、今対象者が大体1,637名ぐらい、乳がんにつきましては40歳からということですので1,799名ということになります。先ほどおっしゃっていただいたように40歳の方はダブるということもありますので、実際には3,071名ぐらいの方を本市の対象としてクーポン券を郵送で送らせていただくということになっております。

クーポン券とあわせて、今、検診の手帳もどうしようと。あわせて受診案内ということですが、受診いただけるような啓発も含めた案内を送らせていただくということになっておりますので、できるだけ早い形だと思っております。6月30日に台帳をつくりまして、それから郵送をするということになりますので、7月の、ちょっと時期はあれなのですが、そのような形で進めさせていただきたいと考えております。

対象が今言いましたように3,000名ということになります。今後、この検診費用につきましても補正予算をお願いをしたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） それぞれ今答弁いただいた内容につきましてはしっかりと取り組んでいただきたいという思いで聞かせていただきました。

最後にもう一度市長に、何回も申しわけないのですが、伺いたいと思うのですが、先日、観光物産協会の総会に参加させていただいた折に、鮎家の社長が見えておりまして、最後に挨拶をされておりました。今どんな状況ですかということで一言挨拶された中で本当に印象に残ったことがあったのですが、今回の新型インフルエンザの影響もかなり受けたと。キャンセルが多くて非常に厳しい状況。そういうことがあった上に、今の不況のあおりを受けて非常に厳しい状況になってきた。今まで鮎家さんは赤字は一度もないそうです。けれども、これから危うい状態になってきて、どうすればいいかということを経営者として毎日悩みながら考えておられますと言われている中で、今本当に、外食をされる方も1,000円も出してもらえない、大体500円前後のおうどんが中心なのだということがおっしゃっておりまして、2階のレストランはサラダバーは無料にしますということもおっしゃっていました。そうしてお客さんに来ていただくということ等おっしゃりながらお話しされた中で、今は利益の追求も大事だけれども、利益よりも、こういったときだから、お客様への思いやり、サービスを重点的にこれから取り組んでいきたい。そして、従業員のそういった教育もこれからしっかりと、本当にお客様に喜んでいただくためにはどうすればいいか。喜んでいただけるように、気持ちよく買っていただけるように、そういうところにまず力を入れていきたいと。

そういうことをおっしゃっておりまして、それを伺いながら私は、行政サービスも同じではないか、こういう税収が落ち込んで大変なときだからこそ職員のサービスもそれ以上に、こういった大変なときだからこそやはり、市役所に行くとはっとするとか、いやされて帰ってきたとか、本当に笑顔とか声のさわやかさとかスピード感というものは全くお金がかかりませんので、お金のかからない精神面のサービスにもっと力を入れていくべきではないかということを改めて、鮎家の社長の話を聞きながら思いました。まさにそうではないかと思しますので、その点、接遇関係もかなり力を入れていただいて、挨拶もさわやかに言っていただくことが多くなってきましたけれども、そういった笑顔とか声の力が大きいですし、声のさわやかさとかスピードある対応とか、そういった接遇の取り組みについて市長はどのようにお考えなのか最後に質問させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。何回も申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まさにご提案いただいているとおりでして、市役所の仕事というのは人が行う仕事です。

単に書類をつくったり受け付けたりするのではなくて、やはり人と人の中で仕事が進むと。私、就任の一番最初の日にしたのですけれども、それとまた入学式で申し上げましたけれども、挨拶というのは挨拶が挨拶であって、挨拶は単に入り口ではなくて最終でもあると。外国語で挨拶を最初に習いますけれども、これは簡単な言葉だから習っていると思っている人がいるのですが、そうじゃなくて、一番重要な言葉だから習っていますと。挨拶ができる関係になれば、極端に言えば、仕事は終わっているということだと思いますので、挨拶ができる関係というのはやはり一番根幹だと思っていますので、職員はすべてまず挨拶から初めて挨拶で終わってほしいと思っております。まだなかなかすべてに行き渡っておりませんが、私から初めて、今ご提案いただきましたように、ほっとする、あるいは安心できる、そういった職場にしていきたいと思っておりますので、厳しくまたご提言を賜ればありがたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第9号、第16番、本田章紘君。

○16番（本田章紘君） おはようございます。16番、本田章紘でございます。本日は3件の内容で質問いたします。

まずはじめに、市民の生活を支える交通対策と利便性向上対策として質問いたします。突如発覚した滋賀交通の路線バス減便の問題は、企業に対してあるべき責任の遂行を指導できなかった場合には、最終的には行政がその責任のすべてをカバーしなければならない立場であり、市民の生命を守るのは行政の最も重要な義務と責任であることから、真摯な答弁を期待いたします。

まず、6月21日から、湖南市から野洲駅に運行されている滋賀交通のバス路線の運行本数が大幅に削減され、市民生活にも大きな影響が出る状況となっております。昨日の滋賀交通の近江富士団地住民に対する説明会では、6月21日は予定であり、まだ調整中と説明されておりました。今回の問題は単にバス会社の経営悪化によるものと聞いていますが、経営悪化を招いたのは、利用者が減少する要因を解決する努力を怠り、結果としてバス利用がされなくなった経営努力の不足もあって考えています。なぜならば、路線の周辺から通勤する人は多く、その方々の通勤手段はバス利用ではなく、多くが家族の送迎に依存しています。バス路線の権利の確保のみで経営努力に取り組まなかった滋賀交通の責任は明白であり、路線バスの権利を返納して他のバス路線運営会社に開放することも要請する必要があると考えます。協議の中でどのように検討されたのか、協議内容の公開を含めてお

尋ねいたします。

次に、バス路線で重大な影響を受けるのは、高齢化と共に運転免許返納等によって運転ができなくなり、公共交通に依存する割合がますます高くなる近江富士団地の住民2, 200人余りや周辺の住民であります。近江富士団地の住宅を購入したときはマーケットがあつて、幼稚園や保育園が団地内にあつて、住環境として高い評価がありました。住宅の誘致については当時の野洲町にも一定の責任があり、そしてマーケットの企業選定についても町が関与していたと判断しております。

このことから、マーケットの閉店問題については少なからず行政にも責任があると考えております。特にマーケットの閉店は、三上地域から生鮮食料品を販売する店舗を全くなした重大な問題であるにも関わらず、そして、土地の売買契約書でマーケット用地として売り渡すとの条件が第1項でついていたにも関わらず、マーケット誘致の努力を一切することなく、住宅用地として転売してしまったJA近江富士の責任も重大であると言わねばなりません。

将来の利便性を考えて住まいを求めた住民にとっては、マーケットがなくなり、高齢化と共に生活必需品を購入するためや医療機関に通うための交通手段としての路線バスは、命を守るための必要不可欠なものとなっております。将来も安心して生活ができることを保証して滋賀バスが経営を引き継いでいただけるのか、今回と同様に経営の危機を回避する努力が行なわれるのか、協議の経過と今後の保証についてお尋ねいたします。また、バス会社が路線を廃止した場合は行政の責任で、代替えの交通手段を検討するのかお尋ねいたします。

次に、緊急時の対応についてお伺いします。

5月31日日曜日の早朝に、近江富士団地の五丁目で水道管の破裂による漏水事故が発生いたしました。市民からの通報は5時半ごろに市役所に行われたと聞いています。私の家の横を流れる排水路の水量と濁りの異常に気づいて現地に着いたのは6時10分ごろでございました。市役所においては水道課の皆さんが緊急出動の準備を進めていただいていると思われる時間に、市民の皆さんからは、役場への水道の濁りや、守山警察署への浸水の危険を問かける通報があつたと聞いております。実際、守山警察署も確認にまいりました。そして、掘り出されて確認した水道管の破裂は約50センチぐらいが破損しておりました。このことから市民の心配は当然であつたと感じています。

このような緊急出動の段階で感じたことは、準備を整える整備班とは別に、とりあえず



現地に急行して状況を把握すると共に、必要な準備を指示する人が必要ではないでしょうか。当日も給水車の出動は整えられましたが、市民への状況のアナウンス等はできないまままでございました。

一つ、皆さんの方でこういった緊急出動に対する体制マニュアルがどのように整えられているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、受動喫煙と喫煙禁止の取り組みについてお伺いいたします。

当市の役場における禁煙の対策は、庁舎内禁煙が実施されているのか実施されていないのか、非常に中途半端な状況ではないかと判断しております。一方、教育施設においては敷地内禁煙が実施され、学校施設を借りて行われるスポーツ大会やその他のイベントにおいても喫煙場所が厳しく制限されております。喫煙者にとっては大変厳しい環境であります。市民の皆さんは禁煙については理解されて、守られております。

受動喫煙の健康被害については社会の中で一定の市民権を得た形となっていることから、多くの人が集まる場所や公共施設、乗り物等の利用において、喫煙に対する環境が厳しくなるのはやむを得ない状況であると考えています。そして、実施されている喫煙に対する規制は誰に対しても等しく行われることが基本であり、不透明な格差があってはならないと判断しています。

以上の視点から、次の内容について質問いたします。

まず、昨年12月議会で答弁された路上喫煙禁止条例の進捗状況はどのような状態にあるのか、いつごろ条例がまとめられるのかお尋ねいたします。

次に、市役所における禁煙はどのような基準で実施されているのか、また、来庁者の喫煙を含めて喫煙場所はどのような基準で設置されているのかお尋ねいたします。

次に、職員の昼休みの休憩時間を除く時間帯での喫煙はどのような基準で管理されているのかお伺いいたします。

次に、庁舎の禁煙については教育施設の禁煙の内容に比較すると余りにも格差が大きいと感じますが、禁煙範囲と喫煙場所の現状と今後のあり方についてお尋ねいたします。

議場の喫煙室については休憩室を利用した形で行われておりますが、通常、多くの喫煙室は外部からも見える形のオープン方式となっております。議場の喫煙室は、応接セットを置いた、当初は応接室と設定されたのではないかと判断される部屋が現状は喫煙室になっています。どのような経過で休憩室として密閉された喫煙室になっているのかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、私の方から、本田議員の1点目の市民の生活を支える交通政策と利便性向上対策についてお答えをさせていただきます。

1点目につきましては、滋賀交通株式会社の経営悪化につきましては、昭和40年代後半以降、自動車の普及は著しく、湖南野洲線は昭和60年ごろから利用者のバス離れが進み、路線運行維持が困難な状況に陥ったところがございます。当該路線につきましては、昭和51年より今日まで運行回数を30便以上の往復路線として維持されてきており、これまで路線継続の努力がなされてきたものと受けとめております。

市としましては、利用者が減るといった状況の中で引き続き路線継続を要請した結果、今回、減便という方法で継続されることになったものでございます。

また、協議してきた会議の内容につきましては公開情報となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目につきましては、バス路線の廃止や減便について一番に影響を受けるのは、議員ご指摘のとおり、交通弱者と言われる高齢者や障がいのある方々でございます。先ほども申し上げましたとおり、滋賀交通株式会社から滋賀バスへの移行に伴う減便案につきましては、利用実態を調査の上、朝夕の通勤・通学時には30分間隔、昼間の時間帯には市の循環バスと組み合わせまして1時間間隔でのパターンダイヤ運行ができるように配慮すると共に、JR線の接続も考慮しながら、減便による利用者の利便性を少しでも損なわないよう、乗合率の向上による収益率の合理化と、運賃や定期券・回数券の減額等による利用促進案で路線継続に至ったものでございます。

なお、バス路線の廃止につきましては、当面は減便案で運行継続することを確認すると共に、減便に対しては循環バスとの組み合わせにより、利便性の確保に努力いたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、本田議員の緊急時の対応についてということにつきましてご答弁をさせていただきます。

ご質問にもございましたように、5月31日早朝に発生いたしました漏水事故につきましては、100ミリの硬質塩化ビニル管が損傷いたしまして、漏水の水圧等によりまして

アスファルト舗装を持ち上げ、土砂と共に多量の水が流れ出たものでございます。現場付近の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことと思います。おわび申し上げます。

このような夜間や休日の漏水事故の対応につきましては、以前は技術員の宿日直体制により処理を行っておりました。その後、技術員の廃止や職員の削減により、現在では、現有職員によります2から3名の班体制で自宅待機として、緊急事態への対応をしておるところでございます。

緊急事態への対応といたしまして、庁舎宿日直者からの漏水の通報があった場合、事故の所在や配管の確認と、必要な機器などを搭載いたしました緊急車両が必要なため、分庁舎の事務所に寄りまして現地に向かうこととなります。今回、5月31日の班体制におきまして、その日はたまたま遠方の職員がその班体制にいたこともありまして出動体制に時間を要し、現場対応が遅れたことも事実でございます。

また、放送設備を備えた車両で出動しておりましたが、休日の早朝でもありました、また、断水及び濁りの範囲が少ないとの判断をいたしまして車両による広報活動は避けまして、個別に訪問し、対応をさせていただいたところでございます。

今回のご指摘の内容を踏まえまして、休日及び夜間の緊急事態に備えた待機態勢などの見直しについて検討を行いまして、一層の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

また、マニュアルができていないかのご質問でございますが、市の方で緊急マニュアルというのをそれぞれ策定しております。今回の件に関しましては、想定される緊急事態として、水道管が破裂による浸水や交通事故、消火栓ボックスによる事故等を想定いたしましての緊急マニュアルを策定しております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、本田議員の、受動喫煙と喫煙禁止の取り組みにつきましての1点目の路上喫煙禁止条例の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の進捗状況でございますけれども、ただいま、庁内プロジェクトチームの編成を検討しているところでございます。その中で条例案を作成し、その後、市民との合意形成を図る場といたしまして検討委員会を設置する予定であります。これらを踏まえまして、本年12月の条例制定を目指しておるところでございます。

さらに、喫煙禁止区域の決定や市民への周知期間を考え合わせまして、平成22年10月から施行していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、本田議員の3点目のご質問で、受動喫煙と喫煙禁止の取り組みの中の2点目、3点目、4点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、2点目の庁舎における禁煙基準等についてお答えをいたします。

現在、本庁舎地内におきましては、本庁舎の3階、また西別館の2階、東別館の2階に各1カ所ございます。そして、屋外に1カ所、計4カ所の喫煙場所を設置しておりまして、喫煙場所以外での喫煙は禁止としております。

また、喫煙場所の設置基準については特に設けてはございませんが、喫煙者への配慮もございまして、喫煙場所は各建物1カ所といたしまして、分煙としてございます。

なお、教育施設での敷地内全面禁煙につきましては、これは健康増進法の改正によりまして、県より教育施設の禁煙についての通達に基づき実施をしているものでございます。

今後の禁煙範囲と喫煙場所のあり方についてでございますが、市役所には不特定多数の来庁者もございまして、また、その中には喫煙者もおられますこと、また、喫煙する職員もおりますことから、今のところ完全に敷地内を禁煙にすることにつきましては困難であると考えております。しかしながら、今後、庁舎内の禁煙化の方向で検討をまいりまして、受動喫煙防止及び分煙に今後も努めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の休憩時間を除く時間帯での喫煙の管理についてお答えをいたします。

湯茶や喫煙などでの気分転換の管理につきましては、これは能率の確保と職場の秩序維持との兼ね合いに十分配慮した上で、社会通念の範囲の中で各個人の良識にゆだねているところでございます。しかしながら、たばこの煙によります健康への影響は大変大きいものであるということは十分承知をしております。そうしたことから、職員の健康管理の観点から、今後、禁煙の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、4点目の議会応接室の喫煙についてのご質問にお答えをいたします。

庁舎建設当時は議員おっしゃいましたように資料室として設計をされておりましたが、その後、議員の喫煙者の方々の方から喫煙場所設置の要望がございまして、そうしたことで今の資料室のところを1カ所喫煙室にしたという経過がございますので、よろしく願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） ちょっと抜けておるのではないかという形でございますけども、先ほども申しましたとおり、今後、バス会社に対しまして自主運行をもって生活交通を確保することを確認いたしておりますので、今後も引き続き湖南省と連携をとりながら、市民の公共交通として生活交通が確保されるようにバス業者に引き続き強く要請していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 大変簡単な答弁でございましたけども、市民の命を守るという観点から、もっと厳しい対応をしていかねばならないはずの問題ではないかと、こう思います。

市長に次3点ほどお伺いしますが、マーケットがなくなって路線バスが大幅な減便もしくは廃止になった場合は、発展が評価されている野洲市において、近江富士団地は陸の孤島となってしまいます。まじめに市民税を納めてきて、老後の余生をこの地で送る人生設計をしてきた住民は行政に裏切られたと感じることは当然であります。このような事態をどのように受けとめて対応しようとしてされていますか。また、生鮮食料品の調達手段として、医療機関への通院や役場へのいろんな手続、そして駅までの移動手段として、この交通手段をどのように考えておられるのか、路線バスの交通大幅減便もしくは廃止も可能性として検討される状態をどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

次に、同じく市長に、現在の滋賀バスの経営はコミュニティバスが中心であり、赤字の出る要素はありませんが、路線バスが移管されますと赤字部門を抱えることとなります。経営は本当に大丈夫と判断されているのでしょうか、お伺いします。

次に、同じく市長にお伺いします。先ほど2問目でも質問いたしましたが、万が一、滋賀バスの経営が順調に続かなくなった場合、またその保証はないわけでありますから、その万が一の場合を考えて行政で対応せざるを得ない状態も起こり得る状況下にあると考えております。仮定の質問には答弁できないというのが通常皆さんのお考えでありますけど

も、今回の滋賀交通の問題は、滋賀バスに替えたから直るというものではありません。単に会社の経営効率を考えて移管されただけのことでありまして、根本問題が解決されていない。そういったことから、同様に問題が生じる危険性が高いと考えております。対応は考えておかねばならない。こういったことから、厳しい財政状況下ではありますが、行政としての補助金や地域バス運行等による対応策も考えておかねばならない、こういったように考えますが、見解をお伺いいたします。

今回のダイヤでJRの列車と連携しているという答弁がございましたけども、残念ながら、道の渋滞状況や、それからダイヤと比較してみますと、なかなかそのあたりはうまく設定されておりません。バスを降りて2分ぐらいでJRに飛び乗らなきゃいけないような設定もございます。昨日の利用者の方々からも、JRとの連携が非常に考慮されていない、利用者はどこかに置いてけぼりになった形で今回の協議が行われてこのダイヤが組み入れられた、このような声もたくさんございました。

そういった中で考えますと、やはりこれからバスに頼る割合は高くなってくる。こういった中からも、代替え運行といったことも含めて、今回の循環バス見直しをされる中で考慮されておかねばならないと考えますが、見解を伺います。

最も大きな問題は、最初に問題が発覚してから、いただいた資料によりますと約2年が経過しております。また、問題が大きくなってから1年間が経過しているわけです。その間で、私たち議会や地域の住民、利用者が置き去りにされてしまった。そして、野洲市、湖南市の車利用モデル事業検討協議会というもので検討してきました、このような説明を受けましたが、この協議会とはいかなるものなのか。そして、ここで協議された内容が、また協議に入った状況が、行政からの説明が私たち議会や住民に対してなかったのは何だろうと。市民の行政に対する不信は大きなものがあります。このことはなぜなのかお伺いさせていただきます。

今日まで情報の外に置かれた地域住民からは、減便ありきは納得できないとの意見が多くあり、行政としては、誠意ある対応としての経過・判断を含めた、また今後の方向性についても協議の場を近江富士団地の自治会や住民と早急に行うべきと考えておりますが、見解を求めます。

なお、自治会からもその要請は強い意見としてございますので、対応すべきではないかと考えております。

きのうの説明会で、6月21日やダイヤの編成はまだ検討中だと、このようなことが会

社から説明されたわけですが、そのことがあるならば、もう少し改正時期を延ばして、利用者や自治会住民と協議した後に実施すべきと考えますが、そのような協議の場を設定する要請を滋賀交通もしくは滋賀バスに行政から要請していただく必要があると考えますが、見解を伺います。協議の中で、バスを通勤や生活維持のためにさまざまに利用している市民の利便性がどのように考慮されたのかお伺いいたします。

緊急出動については、単にこの間の水道事故を申し上げているものではございません。この間、休日とはいえ、職員の皆さんは迅速に対応していただいた、こう判断しております。ただ、そこでやっぱり問題になったのは、誰かが現地に1人先に行って、市民の皆さんに安心を与える、そして、こう対応していきます、問題が発生したらそのことをアナウンスする、そういった1つの緊急出動時のマニュアルが必要ではなかったのか、そういったものが必要ではないかという質問でございます。ですから、このことは単に漏水事故のみではございません。水害もございます。いろんな事故もございます。そういったすべての緊急出動に対する総合的な体制をつくっていただく、マニュアルをつくっていただきたい、こういうことでございます。市民は、役場の方が来て説明していただくと、それだけでまず安心するのです、方向性が見えるわけですから。そのことについてどう設定されているのかお伺いします。

なお、火災等については消防署や警察署が対応しておりますので、このことは別として取り上げて下さい。

受動喫煙についてですが、12月議会で条例を提案されるということですが、ぜひお願いします。9月に、私たちの任期中に出していただきたい、まとめていただきたい、9月の議会で提案していただきたい、このように思います。そう大きな問題は残っていないはずなのです。他市がマニュアル等をつくっているわけです。半年でここまでもう検討しましたということは、本来は出されて当然の時期でございます。申しわけないです、努力いただきたいと思います。まず、制定の方向に進んでいることは評価させていただきます。

それから、職員の昼休み以外の時間ですが、職員については10時と3時に休息タイムが設けられておりますね。ないですか。それはなくなったのですか。確認していたところ、公務員としてそういう実態があるのだよということだったのですが、ないとしても、自由に喫煙できる状態というのは、これは企業の感覚とはちょっと違うなど。実は、企業においては、10時、3時以外は喫煙しない、そういう形で定められております。なぜか。やはり生理的現象というのはありますので、10時、3時の休憩があるわけです。ただし、

それは拘束時間内です。執務時間という形の中で行われております。喫煙についても同様でございます。十分対応できる時間配分であろうと思うのですが、そういった検討はないのかお伺いします。

先ほど申しあげました議場の喫煙室というのはこのような状況です。この状態が、市民感覚で、もしくは市民の目線で私たちいろんな活動をしているという議員の喫煙室なのでしょう。豪華な応接セットでございます。市民の目線から見たら、喫煙室というよりは少し違うのではないかなと。だからどうじゃないです。場所がここしかないから仕方がないということなのでしょうけども、でも、市民の目線から見たらおかしいなと感じるのが当然ではないでしょうか。

そういったことを含めて、常日ごろ、市民の目線だと私たちは訴えております。そのことを含めて、やはり自戒を含めて、喫煙室のあり方、禁煙のあり方、そういったことをぜひ議論していただきたいな、このように思います。

喫煙室はやはりオープンでなきゃいけないと思います。いつでも見える形、一時的にそこで喫煙する時間、喫煙が終われば速やかに執務に戻る、こういった環境を整えることが必要であります。そういった環境整備についてどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。たくさんご質問いただきましたけども、骨格の部分を私の方からお答えいたしまして、具体的なところは担当部長の方からお答えをさせていただきます。

まず、近江富士団地のバス、いわゆる市民の移動手段の問題でありますけれども、いろいろ過去の経緯はあると思いますけれども、要するに、現在の現実をやはり直視して、一番いい解決方法を探ることが課題かなというふうに思っております。近江富士団地だけでなく、市内でバスが減便になるとか、あるいは不便になるとか、そういった状況が生じております。これは客観的に見ますと、昔ですと移動手段はやはり公共に頼らざるを得なかったわけですが、今は、車が使える人、自家用車が使える人はそれで移動



ができるということで、本当に客観的な条件が変わっています。その中で公共交通を維持するということはかなり困難な状況だという基本的な問題がまずあります。ただ、行政としては、市民の移動手段を確保するということが課題の1つだというふうに思っております。常々言っているのですけれども、道路は公共で整備をします。しかし、その上については自由に市民あるいは民間企業というのが原則ではありますけれども、じゃ、道路とその上をどうするのかということはやはり一体のもので、道路までつくるのが行政の責務なのか、その上の移動手段を確保するのが必要なのかという課題が、先ほど申し上げましたように、個々の人が自ら移動手段を確保できるような状況になっていったがために出てきている課題かなというふうに思っております。

それと、お店の問題につきましても、どこもまた同じ状況で、大規模小売店が立地することによって、それまで地域にあった小さな商店が成り立たなくなっている状況だと思います。ただ、今、議員ご指摘の近江富士団地等の新しい団地の場合は、旧来のところですよ農地を持っておられる、畑を持っておられるという、あるいは助け合いの中でまだ基本的な食べ物等が供給できますけれども、そういった生産機能を持っていない大規模な団地の場合は、確かにご指摘のような問題が生じているというふうに認識をしております。

ただ、とはいっても、行政で商業施設を自ら設置して運営できるとか、そういったものではございませんので、地域の方とお話ししていても、やはり今の現状を見ながら地域の中でどういうふうに解決していったらいいのか考えたいとおっしゃっていますし、今回の集中改革プランの中でもコミュニティセンターのあり方の中で、一定のまとまった地域、いわゆる学区単位でのまちづくりのあり方を積極的に考えていっていただけるような仕組みを一緒につくって行って、地域の課題の話し合い、単にこれまでみたいにイベントをやるとかそういったことではなしに、本当に基盤整備も含めた地域のあり方を考えていっていただく動きをしたいとおっしゃっていただいていますし、市としてもそういった中で、地域のあり方を考えていく中で解決方法を探っていきたいというふうに思っております。

それと、滋賀バスの経営についての判断ですけど、これはもちろん公開されている情報はありますけれども、細かい情報までわかりませんので、経営判断については私の方では申し上げられないというふうに思っております。

それと、万が一経営が破綻した場合どうするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、市民の移動手段の確保という観点から、現在、市が運営しております

循環バスのあり方等を含めまして対応は考えさせていただきたいと思っております。

ただ、この循環バスにつきましてもさまざまな指摘をいただいています、現在見直しをしておりますけれども、性格が明確でないと。本来は福祉施策から始まったものが膨れ上がっていているわけですが、今もご指摘していただいているように、市民の移動手段、交通手段、一般的な移動手段という位置づけがされていません。ですから、一般的な移動手段は公共の、今ご指摘のようなバスだと。それを別のサイドから、福祉的観点からということになっていまして、ですから、個々のバスすべてにリフターがついているということもそういうことですが、本当にそういうことでいいのかどうか。

それともう一つは、観光振興あるいは地域振興からの観点からの移動手段。幾らパンフレットでいいところがありますよと宣伝しておいても、駅に降りられた方がそこへ行く手段がなければこれは意味がないわけですから。ですから、市内の移動手段というのは3つの観点から今後検討していきたいというふうに思っておりますので、その中での対応を考えさせていただきたいというふうに思っております。

それと、行政不信ということでございますけれども、これまでは、事業者と市が入って一定の段階まで積み上げた中で、市民が途中の議論で不安を抱いていただかないということで、責任を持って対応しておりました。ただ、先ほども部長が答えましたように、そういった協議経過は何も秘密にはしておりませんので、例えば、見せてほしい、あるいは文書公開・情報公開を求められたら出すようにはしておりますけれども、今後は一層開けて解決できるものではないですし、事業者だけで解決できるものではないわけですから、経過も含めて最大限情報公開をさせていただいた上で説明させていただきたいというふうに思っております。

それと、喫煙条例でございますけれども、9月議会にご提案ということにつきましては、これはやはり市民あるいは事業者、さまざまな方のご意見も伺わないといけませんし、パブリックコメントの手続も必要ですので、9月議会というのは現実として作業的に無理ですので、せっかくのご要請ではありますけれども、困難だということを申し上げさせていただきたいと思っております。

あと、喫煙時間についてはまた担当部長の方から答えますけれども、少しご了解いただかないといけないのは、製造業でラインがあったり、あるいは共同で物をつくっておられる職場と、市役所みたいな職場というのは少し違うかなというふうに思っております。一定の同時に休憩をとる、ラインをとめて休憩をとるとか、製品の動きをとめて休憩をとる

というわけにいきません。それと、当然どの職場でもストレスはあるのですけれども、先ほど申し上げましたように、対人関係の中、あるいは困難な課題を抱えてストレスがあるということもありますので、喫煙時間については一定の柔軟さは必要かなというふうに思っておりますので、そのあたりまたご理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほどの水道の事故に関しましては、一般的な治水も含めての危機対応ということではあるのですけれども、やはり水道というのは1つの企業としてサービスでやっておりますので、今回の案件に関しましては、先ほど部長が答えましたように、もう少し万全の体制が必要かなというふうに思っております。これも先に水道会計でご説明させていただいた状況が尾を引いております。設備投資をおろそかにして余剰金があるということで、そこを安い料金に設定させていただきました。ですから、設備投資の部分の基金がなくなっている。それと、経費を削減するというので、本当ですと職員を張りつけておけば、それは水道企業会計の中で超過勤務費を出すのですけれども、それも節減した。あるいは民間委託をして、いつでも、24時間的確な対応ができるように民間委託。まさにこの部分は民間委託も可能だと思うのですけれども、そういう経費も見ていなかったというツケが今回来ていると思いますので、先ほど部長がお答えしましたように、必要な経費はきちっといただいた上で、市民が安心して水道をご利用いただけるという体制に、今回の経営改善の中で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、本田議員の再質問につきまして、市長から基本的な考え方を述べていただきましたので、私からは細かいところを答えさせていただきたいと思っております。

まず、JRとの連携でございますけれども、うまく設定していないのではないかとというご指摘がございました。これにつきましても滋賀交通と協議をさせてもらいまして、JRとの連携はダイヤ上はうまくいっているのですけれども、やっぱりネックになっておるのは国道8号、渋滞を来しております。あそこの渋滞と駅周辺が特に雨のときに渋滞をすると。それがちょっとダイヤの方に影響して連携が悪くなっているのではないかなというふうに分析をしておりますので、これにつきましてもバス会社の方に一遍話し合いをしていかないといけないと思っております。

そして、約1年、2年、地域の住民が置き去りにされているのではないかというお話でございましたが、もともと野洲市、湖南市の環境に配慮した車利用モデル事業協議会がございすけども、これは昨年の6月から7月にかけて、実際の利用状況の実態調査をさせていただきました。そして、8月には、野洲市と湖南市、そして県の交通政策課、並びに湖南市と野洲市の各学区長と、当然、滋賀交通の関係者レベルで協議をさせていただきました。最終的には、今のところは減便案で落ちついたということでございすけども、やはり市としても再三強く要請いたしておりますし、当然、自治会長も地域の声を代表しているいろんな意見を述べていただきました。そういった熱い思いが最終的にバス業者に伝わったのではないかなという思いをいたしておりますけども、そういった形で、決して地元の見解をないがしろにはしておりませんので、そういった点をご理解願いたいなと思っております。

そして、協議の場を設けたらどうであろうということでもございすけども、この決定権は最終的に判断はバス会社になりますけども、先ほど市長の答弁にありましたけども、これは地域の課題でございすので、地域の課題をどのように解決していくかという、短いスパンでなしに、長い視点でもって協議をするような場を早急に設けまして、当然、地域の課題を解決するという視点で協議の場を早速設けていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

抜けている点があるかもわかりませんが、私のメモではこれぐらいではないかなというふうに思っておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、本田議員の再度の質問にお答えをさせていただきます。

まず、緊急時の出動に対するマニュアルの関係につきまして、先ほどは水道管破裂事故を例に挙げていただきまして市の緊急時の対応についてご指摘をいただいたところでございまして、ご質問では、もう少し現場の体制、あるいはまた市民に周知していく方法等、そうした具体的なマニュアルが個別に必要なかというようなご質問でございました。

そうしたことで回答させていただきますが、こうした万一の緊急時の対応といたしましては、本市におきましては、平成16年度に野洲市危機管理計画をつくっております。また、平成20年度、昨年度には一部改正をいたしまして、この中で、危機発生時の対応として、住民・市民の皆さんの不安の解消や、また未然防止に向けた取り組みなどをそうし

た方針の中に掲げてございます。この計画に基づきまして、各所属の各事業ごとに危機管理マニュアルを作成しておるところでございます。ご指摘をいただいております事故発生時におきましては、復旧作業なり、また改修作業に合わせまして、付近の住民に事故の内容なり作業の状況、あるいはまた復旧の見通し、市民生活への影響などをすぐ、遅滞なく周知できるといったマニュアルにしていく必要があるのかなということ、現在のマニュアルについてはその辺がもう少し不備な要素がございますので、今年度におきまして再度、危機管理マニュアルというのを見直しを含めましてご指摘をいただいております。そうした不備な点につきまして加えた中で改善していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、次の喫煙のあり方をごさいます、今後、市の対応、また今後の喫煙の環境整備の考え方についてご質問をいただいておりますが、最近、私もインターネット等で拝見いたしますと、大阪市、吹田市なり、また大阪府なりでは勤務時間帯を全面禁煙とするような、一部自治体ではそうした取り組みがなされていることは承知をしているところでございます。健康増進法、また職員の健康面からも、やはり今後は時間内禁煙については市としても取り組むべき課題であると認識しておりますし、私自身も喫煙者としてこれはまた考えていかなければならないというふうにも考えております。

そうしたことで、本市といたしまして、この課題につきまして、一気にやることはちょっと難しい部分がございますので、現在は分煙方式で喫煙コーナーを設けて、喫煙いただいている方は分煙で喫煙していただいております。そうしたことで、まず当面は庁舎内、屋内での禁煙というものを手がけていきたいというふうに考えております。具体的には、今のところは、22年度、来年度に屋外の喫煙コーナーを設けるよう検討していきたいというふうに考えております。

その後におきまして、今後も段階的にこうした喫煙行為につきまして改善に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 問題が発覚してから情報がなかなか地域住民に届いていない、この問題の答弁はいただけていないなと思うのですが、実はここに湖南市の「湖南市コミュニティバスを考える市民会議」の会議録があります。平成20年10月20日に、既にこの路線の減便については当該住民に説明が必要であるというようなことが議論され

ております。また、今年の3月の第4回目の同会議では地域住民との協議もバス会社と  
なされておるといふようなことで、お隣の湖南省は公開的にずっと取り組んでこられた、情  
報も提供されていた。一方で、いまだに行政からの、この問題の地域住民への情報提供は  
ゼロであります。たまたま昨日、地域自治会が説明会を要請いたしました。行政からの内  
容は何もない、このような状況というのはやはり問題であろうと。もっと早い時期から地  
域住民に情報を提供してご検討いただく、こんな環境を整えるべきではなかったかな、こ  
う思っているのです。何でこんなことができなかったのかな。隠すべきことでもないし、  
利用している方々の意見を反映することは最も大事でありますし、自治会の役員も参画さ  
れていましたとおっしゃいますが、地域からは誰も参画していないわけでございます。利  
用しない方が参画されてもいけないわけです。そんなことを含めて、やはり行政として、  
誰をそこに情報源として、もしくは意見として述べていただく体制をつくっていくかとい  
うことが非常に重要ではないか、そのことが今回の大きな問題となっている、こういった  
ことではないかと思うのですが、見解をお伺いいたします。

先ほど市長が言われるように、交通弱者という方々というのはこの便しかないわけ  
ですし、私もあと5年いたしますと70を超えるわけございまして、そうしますと、車に乗  
ることの不安というのは大きくなってまいります。こういった状況というのは近江富士団  
地では一斉に発生するのです。今、人口のバランスを見ていただいてもわかるように、私  
たちの年齢を中心に大きく構成しています。その方々が本当に公共的な交通機関に頼ら  
ないと移動ができない、こんな状況が間近に迫っている。この状況であることが本当に行政  
の中で認識されているのだろうか。マーケットでもあればまだ生活する手段は整えられま  
すが、なくなった今日のことを嘆いてみても仕方ないですけども、それでもやはり食料を  
買い出しに行かなきゃいけない、病院に通わなきゃいけない、役場に来なきゃいけない、  
そういったことというのは起こるわけですから、必ず交通手段は確保していただくのが、  
あの団地を誘致した町の責任であろうと。命を守ることが本当に行政の責任であるわけ  
です。そのことをやはり念頭に置いて対応していただかなきゃいけないし、会社が経営する  
危機が全くなくなったわけではないのです。そのことを踏まえて対応を検討していかないと、  
遅れた対応になってくることは必至であります。そのことを含めてどう考えていかれる  
のか再度お伺いしたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、情報がなかったということから、住民の皆さんは  
物すごく反発をされています。利用者不在で検討した結果でどんどん進めていくこと、こ

んなのはあり得ないことやろう、こうおっしゃっているわけです。ですから、まずは行政から説明会を開く、そして皆さんの意見を聞く、それをバス会社に届ける、こういった責任と義務があると考えますので、そのことをどのように開催していただけるのか。長期的な協議会は検討していくということですが、喫緊の問題としてどう対応していただけるのか、改めてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の再々質問にお答えします。

今ご質問があったことは先ほどお答えさせていただいたつもりでございます。過去に関しては、よかれと思って、まず市民の方に不安を与えないという配慮で、それがいいかどうかはわかりませんが、まず事業者と話し合いをして、一定の目処が立ったものについてはお伝えしようというつもりでやってきました。ただ、私としてはすべて公開がいいと思っていますから、状況あるいは制作過程を含めて今後は公開して進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、移動手段の確保の責任ということですが、責任があるかどうかは別として、やはり市民が困っておられたら移動手段を確保すると。これは先ほど申し上げましたように、市内のいろんな地域で生じている問題です。何回も言いますが、車時代になった、マイカー時代になったことによって生じている問題です。これはやはり総合的に考えないといけないと思っていますので、その中で解決をさせていただきたいというふうに思っております。その点も全体的に、冒頭に申し上げましたように、現実を直視して市民と共に物を考えていって解決に向かうと。そこは、これも責任というよりは市民に対するサービス、法律で縛られている、条例で縛られているという以上に、やはり市民のため、地域の振興のためという観点から組織を挙げて取り組むべき問題かなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第10号、第21番、田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 私は企業立地促進法について質問をさせていただきます。

地域の強みを生かした企業立地促進への支援、企業立地促進法が平成19年6月11日、新法として施行されました。この新法は、産業集積を図るには地方自治体の支援が目的で、それぞれの自治体の特性を生かした企業誘致を国がバックアップして、企業側にも、同法

に係る設備投資、減税などの税制面の優遇措置が設けられております。その目的に沿って本市では、すぐれた立地条件のもと、IT産業や中小企業等の特色を生かして活性化を図り、小さくとも充実を目指す上で財政基盤の確立は不可欠でもあります。企業の誘致を求めていくことにより、将来に向けての税収の安定を図ると立案されたものと思っております。その計画が認められ、平成19年10月15日付をもって同意に係る協議が行われ、同年の10月29日に当該地域の代表者、知事、市長に対して経済産業省から、企業立地促進法に基づき、第3号として県内初めて同意書が交付されました。

計画概要を見ますと、IT関連業種で成果目標年次が平成24年度、既存企業の拡大も含めて立地件数5件、新規雇用5,000人、立地による製品出荷増加額が74億円、付加価値額目標5%の伸び率と予想されております。集積区域においては、JR野洲駅北口周辺地域45ヘクタール、JR篠原駅南北地域の110ヘクタールの大半が農地で、両方合わせて103ヘクタールを占めております。その農地は現在青地で、生産性の高い土地で、原則として転用できないとされております。転用が進まなければ企業立地は進まないわけで、同法では支援者として農水省との連携で農地転用手続の迅速化を図ろうとされておりますが、国、県の支援者だけではなく、各自治体の要件も満たしていかなければ進まないことはご承知のことと思います。

また、米国発端となって世界全体が経済不況に落ち込み、各企業収益の落ち込み、設備投資の弱含み、あわせて雇用情勢の悪化につながり、先行き不透明な現下の状況が続いております。去る5月25日、内閣府が発表されました月例経済報告には、「今日までの厳しい状況にある」から「緩やかになっている」と、厳しさから上方修正されました。一部に政策対応が見られてきたと思います。

そこでお尋ねしたいのは、同法に基づく広大な農地面積の転用、あわせて地権者210人等の同意等、市が克服する課題は多く、余りにもハードルが高いと思いますが、今日までの進捗状況と、目標年次、24年までに計画どおり実現できるのか見解を求めます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいま田中議員から企業立地促進法についてのご質問にお答えをいたします。企業立地促進法に基づく野洲市地域産業活性化計画につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

一昨年6月に企業立地促進法が施行されまして、本市が策定をしました基本計画が滋賀



県で初めて国の同意を受けました。このことによりまして、企業誘致・産業集積の促進を図り、地域経済の活性化に努めてまいったところでございます。

まず、今日までの進捗状況でございますが、目標数値となります立地件数5件のうち2件の新規立地を図ることができました。

1件目は、日本アイ・ビー・エムがかつて操業しておられました市内市三宅の約240ヘクタールの土地におきまして、オムロン株式会社が先進技術領域のマイクロエレクトロニクス事業のマザー拠点として進出されました。新聞報道では、建物に約60億円の投資をされ、地上5階、延べ床面積約2万平方メートルの建物を完成されました。去る6月5日に竣工式が行われたところでございます。

2件目は、同じく24ヘクタールの元アイ・ビー・エムの敷地内でございますが、京セラ株式会社が京セラグループの国内拠点で最大規模、これも新聞報道では約500億円の投資によりまして、地上6階、延べ床面積約6万8,000平方メートルの太陽電池セル工場を来年2月の竣工を目標に現在建築中でございます。本市の工場が太陽電池という伸びしろのある事業でありますので、さらなる事業拡大に向けて支援をしていきたいと考えております。

次にお尋ねの農地の件でございますが、この土地はJR野洲駅前及びJR篠原駅前にありまして、土地利用の観点では極めてポテンシャルの高い土地にも関わらず第一種農地であります。このことから、企業が求めますスピード感をもった開発が難しく、さらに景気低迷の影響もありまして、具体的に本市に進出を表明している企業は現在のところございません。

なお、企業立地促進法の指定区域として計画の同意を受けまして1年半を過ぎました。5年間という期間限定で、制度の延長は認められておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 私は、この計画が実現するものとして再質問をさせていただきます。

集積地域となる農地ですが、野洲駅北口周辺21ヘクタール、また篠原駅周辺小南入町大篠原地先の農地82ヘクタールについては、本市における企業立地支援体制として各関係部課と十分検討され、スタートされたものと思っておりますが、なぜこの土地を選ばれたのか。また、現状の中で現在においては立地の申し出がないようであると聞いておりま

すが、新たな企業の立地の申し出があった場合、要件が満たないため速効性が見られない、スピード感がないということでございましたけども、このような農地にもし企業立地の申し込みがあれば、用途区域の変更、地権者の同意等を考えると、立地に向けて進めていけるのか、できなければどうするのかお尋ねをいたします。

また、企業が来るのを待っていては我々の先の要件が進まない、新しい企業誘致の援用をどのようにされていくのか、また、計画見直しについても期間延長を図られるのか。時限立法のようなお答えをいただきましたけども、延長ができるように聞いておりますけども、見直しの中で延長ができるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 田中議員からの再質問にお答えを申し上げます。

1点目につきましては、企業から新たな立地の申し出があった場合に、立地に向けて進めていけるのかと、こういうようなお話でございますが、当初はある大手の企業さんがおられまして、その企業さんのことも想定してこうした土地を選定したと、こういった経過がございます。今の新たな申し出の件につきましては、例えば農地の転用に要する期間、あるいは開発に要する期間が、企業が申し出ておられるそうしたタイムスケジュールに合えばそれは可能になるのではないのかなと思っておりますが、相当の期間が必要になると想定されます。

また、もう一つ、2点目に、企業が来てくれるのを待っていて、そうした企業誘致は進むのか、こういうようなお話でございますが、本市としましては各方面にアンテナを張っております、いろんな情報の収集にも努めております。ただ、今のこうした時期が、昨秋以降の景気後退あるいは経済の悪化といったことも受けまして、企業さんの設備投資意欲が減退をしていると。その中で唯一、先ほど申し上げましたオムロンさんと京セラさんにつきましては、こうした実績、こうした進出をいただいております。さらには、本市としましては、例えばですが、京セラ株式会社がさらにもう1棟をあの敷地の中で建築いただく、あるいは相当額の投資をいただくといったことをまずは進めることの方が確実性が高いのではないかなと、このようにも思っております。そうした意味で、いろんなアンテナを張りながら情報を収集して、そうした申し出のあるような企業を探しておる途中でございます。

さらに、3点目の見直しにつきましては、この企業立地促進法、時限立法ではございますが、再度の期限延長ができるのかと、こういうようなお話でございますが、当方が仕入れ

ております情報では、延長はあり得ないと、このように聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 48 分 休憩）

（午前 11 時 48 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 申しわけございません。冒頭、一番最初にお尋ねをいただいた件かと思いますが、当然、関係部課とも協議をした結果ではございますが、先ほどもちらっと申し上げましたが、当時、進出を希望されておりました企業さんがこの土地がいいというようなことも希望されていたと、こういうようなことから野洲駅の北口あるいは篠原駅の南北といった土地になったと、このように聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 田中栄太郎君。

○21番（田中栄太郎君） 今、農地を選定されたのは、企業の方がこの土地がよいというようなことで指定されたと。その指定された農地が非常に青地で、先ほど言いました地権者、あるいは用途変更等の難しい問題をクリアしていかなければならないという中で、本当にできると思ってこの土地を選ばれたのか大変疑問に思うわけでございます。

それにしても、大津湖南都市計画の見直しも22年を目処として見直しというようなことも聞いております。そしてまた、私の聞いておる、計画変更はあり得るし、期間もそのときの延長も認められるというように聞いておりますけれども、これ、どちらがどうか、ちょっと不自然に思うわけでございますけれども、できれば確認をしていただきたいと思います。

再々の質問になるのですけれども、実際それだけの農地の集積によってそれが実現するならば、やはり大きな企業が進出する、その周辺のインフラの整備、大変な事業費がかかってくるのじゃなかろうかなという思いも私はしておりますが、努力してできなかった農地はどのようになるのかなど。できなかった場合の農地の利用法、また、期限内に計画区域の土地に例えば地権者が、農家住宅とか納屋とか農産加工等々の農地転用の申し出があればどのように対応をされるのか、再度お聞きをいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 田中議員からの再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、計画の見直しもある、あるいは延長もあり得ると、こういうふうな情報を得ておられるようでございますので、またできましたらお教えをいただきたいと、このように思っておりますので、当方が聞いております内容ではちょっと状況が違いますので、そこら辺を確認させていただきたいと、このように思っております。

それと、2点目の、努力して利用できなかった農地はどのようになるのかと、こういうようなことでございますが、今現在におきましても農用地の除外でありますとか、あるいは青地を白に変えたいとか、そういうようなことがまだできておりませんので、そのまま農地としてご活用をいただくということになるかと思えます。さらに、農地転用の申請が当該区域であった場合も、農地法に基づく転用の手続を経ていただくというような形になるかと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、南政策調整部長から発言を求められておりますので、これを許します。

政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 恐れ入ります。先ほどの田中議員の企業立地促進法についての一般質問の再々質問でお答えをいたしました答弁の中で、企業立地促進法が時限立法であるという発言を申し上げましたが、時限立法ではなく、法律は続くということでございます。ただ、法律に基づいて同意を受ける自治体の計画が5年間という期限つきということでございます。したがって、本市の場合は第3号の計画どおりということでございます。また、あと第4号、第5号と計画が続いていくと、こういうようなことでございます。本市の場合、第3号の計画どおりということで、期限は計画どおりの日から平成25年3月31日までの5年間となっております。

それと、さらに確認をさせていただきました結果を申し上げます。計画の延長はあるのかという観点で、近畿経済産業局の地域開発室の竹田調査官に確認をいたしました。その結果、企業立地促進法そのもの、法律が施行されてまだ2年も経過をしていない段階で、

延長があり得るといことは申し上げられないというようなお答えでございました。同時に、同意を受けました地域産業活性化計画の変更も必要となってくると、こういったことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） それでは、一般質問に入ります。

次に、通告第11号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、3点について質問を行います。

1点目に集中改革プランについてであります。

昨日もこの問題については質問がありましたが、去る4月21日、市議会の全員協議会で素案に関する検討状況についてが説明されました。その中で最も大きな課題の一つが公共施設の見直しでありまして、22年度から2カ年で、合併後による重複施設を統廃合するというものであります。

案は、分庁舎の廃止をはじめ、旧中主町の一連の施設の廃止や閉鎖、また歴史民俗博物館の常設展示廃止やコミセンやすの移動など、多方面にわたっています。施設の統廃合は財政悪化打開を最大の理由としています。そのため、コスト面から非効率施設の見直し、そして重複施設では存在は民間企業では考えられないとしまして、統廃合の必要性を強調しました。

しかし、このような進め方は、私は、市民サービスの切り捨てでありまして、野洲のまちの歴史・文化・伝統を否定し、さらに、周辺部の疲弊を加速させるだけで、ひいては結果的には財政悪化打開の道にはつながらないものと考えます。

そこで、この問題を考える視点として、1つには、5年前の2町合併では、「合併すれば財政規模が大きくなり、スケールメリットがある。サービスは高い方に、負担は低い方に」と町民に説明をして合併を進めました。にも関わらず、今回、「非効率な施設、民間では考えられない」と言って簡単に約束を反故にして施設を廃止・閉鎖することは、市民に対する裏切りと言っても過言ではありません。

2点目に、何よりも問題なのは、3月の定例会でも言いましたが、そもそも財政問題を考え、何かを行う場合、まちづくりの視点と理念が今回のプランも含めてないことであります。合併して5年が経過しようとしていますが、仮に市が分庁舎をはじめ一連の施設のあり方が課題と言うのなら、それでは、合併では副都市構想と位置づけた旧中主のまちづくりをどのような方向で進めるのか、このような観点と検討の上に立ったプランには今回なっていないのであります。単に、財政的観点から非効率、無駄だから、これを理由に

しています。先ほども言いましたように、このような進め方は市民サービスの後退と市民に犠牲を強い、さらにはまちの疲弊を加速させるだけで、つまり不均衡なまちづくり、周辺部の疲弊を進めるだけであります。

そこで質問しますが、1点目に、理念なき施設の統廃合・廃止が財政的観点から非効率だからというものでありますが、すべての施設をこのような通り一遍の言葉で片づけることは市民の理解は得られません。具体的には、分庁舎なり中主公民館と図書室、プール、ふれあいセンターと機能訓練、風呂等について、具体的にその一つひとつについて何が非効率なのか、これらについて理由を示していただきたいと思えます。

2点目に、今回の一連の施設の廃止・閉鎖について、その効果額については漠然と1億7,400万円とされています。しかし、大きく分けて7項目の分野について検討課題として説明されましたが、一つひとつの効果について詳細を明らかにされていません。それでは判断のしようがありません。よって、7つの点、課題についても具体的に効果額及びその理由を答弁を求めます。

その上に立ちまして、3点目に、旧中主の問題でいうならば、これらの施設は旧中主町において職員と町民がつくり上げてきた施設であります。長年にわたり、町民福祉や教育・文化の拠点として、また地域の活性化への中核施設として利用され、役割を果たしてきました。そもそも、これらの施設について、私が今言いましたように、そのようなことだと思えますが、市としてはどのように位置づけをされ、どのように認識をされてきたのか、これをお聞きしておきたいと思えます。

4点目に、財政再建と言うなら、市の財政運営でもっと見直し、チェックをすべき点もあります。再三言っていますように、年間約2億円を超える同和関係予算や、市長もこれについては見直しを表明されましたが、24億円もの駅前整備事業など、これらの点についてもあいまいにしながら、市民サービスを根底から否定する今回のプランは問題だと考えますが、見解をお聞きいたします。

5点目に、以上のように、財政悪化、非効率施設という観点からだけの発想であり、事の進め方は市民の立場に立つものではありません。この点では、昨日の質問でこのプランの撤回を求める声もありましたが、私はまちづくりの観点から再三言っていますように、まちづくりの観点から、あるいは市民サービスのあり方の観点からも含め、そういう立場の考え方が必要と考えるものでありまして、このような意味から考えると、このまま進めるのではなく、そういう意味では撤回し、根本的な再検討が必要と考えますが、見解をお

聞きいたします。

大きな2点目、就学援助制度であります。就学援助制度の改善・充実についてであります。

この制度は、「義務教育はこれを無償とする」、憲法26条の規定を具体化したものであります。このような中、現在、市民の暮らしの現状は大変厳しいものがあり、教育委員会自身ご承知のように、本市の就学援助を受ける小中学校の児童・生徒は、平成13年度では131名であったものが平成20年度では実に355名と急増しています。約3倍になっています。この急激な増加は、小泉内閣発足以来、構造改革路線に基づく規制緩和、社会保障制度の改悪、また、非正規労働者を急増させた労働者派遣法の改悪等あると思います。野洲市も例外ではなく、年収200万円以下のワーキングプアの急増により、就学援助の受給者や、加えて生活保護も増加していると考えます。

そこで、1点目に、今指摘しましたが、教育委員会自身、就学援助を受ける児童・生徒が急増している原因はどこにあると考えているのか。

2つ目に、この就学援助制度に対する国の補助が、平成16年度までは就学援助を受ける世帯すべての費用の2分の1を国が負担していましたが、三位一体の改革で、生活保護世帯だけの費用を負担するだけとなりました。そのため、生活保護世帯以外の世帯分の就学援助費は市の単独負担となっています。

そこで、野洲市で見た場合、市の負担増、すなわち持ち出分はどれぐらいになっているのか、いわゆる影響額ですが、お聞きいたします。

さらに、市負担が増加になっているとすれば、この制度を守るために国庫負担・補助制度をもとに戻すべきと考えますが、国にその要求をすべきと考えますが、見解をお聞きします。

3点目に、就学援助制度について市教育委員会は学校入学前及び進級前に保護者には周知されていますが、現状では不十分な点もあると思います。保護者の中には、まだこの制度の存在を知らない人もいます。よって、学期ごとに市広報や周知ビラを配布するなど、身近な制度にする必要があると思います。この改善について見解をお聞きいたします。

4点目に、最後ですが、現在、野洲市の就学援助の基準は生活保護基準の1.2倍であります。私はこの認定基準そのものを引き上げるべきだと考えます。現状の生活保護基準の1.2倍では、生活困難世帯に対して安心して教育を受ける現状ではないと思います。よって、当面、生活保護基準の1.5倍までぐらいは引き上げるべきだと考えますが、見

解をお聞きいたします。

最後に農業問題です。

この間、農業の現状打開・振興について質問してきましたが、国の農政の根本問題は、これまで言っていますように、日本の食料主権を放棄した農産物の輸入自由化路線が日本農業、ひいては農地と環境を破壊させ、農村集落を疲弊させていると思います。

1点お聞きしますが、食料主権を守る農政への転換が国として必要であります、当面、ミニマムアクセス米、今後100万トンになると言われていますが、多数の農家の声が、このアクセス米をやめよというのが声だと思えます。市長はどのような認識、見解なのかをお聞きいたします。

次に、農地法改正案についてであります。

農地法の改定案は、国会で審議されている案は、自ら農作業に従事する者か農業生産法人にのみ農地に関する権利を認めてきたこれまでの原則を外し、賃借については大企業も含めて誰にでも認めるようにしようとするものであります。この改正案では、今の法律から削ろうとしていた耕作者の地位安定ということは審議経過の中で復活をしましたが、しかし、根本的な改正・改悪の中身は変わっていません。国会でも大きな問題となっておりますが、大企業の所有の自由化が広がるのが問題であります。政府は、企業に農業参入、農地利用を拡大すれば、耕作放棄地の解消につながると言います。しかし、もうけ第一の企業が進出するのは耕作放棄地ではなく優良農地です。当然、利益が出なければ撤退するの企業であります。そのために地域の共同も困難となり、農地の荒廃を一層促進しかねません。農地の荒廃は政府の農業つぶしの農政がそもそも根本原因でありまして、現在の農地制度に押しつけるのは無責任と言わなければなりません。ですから、農地の積極的な利用は、本来、大多数の農家経営が成り立ってこそ進みます。

以上、今回の農地法改正案の問題点を指摘しましたが、野洲市農業を守り振興させるためにも、国会のこの法案は私は廃案にすべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

最後に、具体的な野洲市の農業と農村集落を守り活性化させるための取り組みについて1点だけ質問しますが、農家の子息がかつては野洲から出て、そして野洲市にUターンした場合、あるいはしたい場合、これを促進し応援する、住宅も含めた市の対応・姿勢が必要であります。しかしながら、農家の出身者がUターンする場合、その受け皿はまだまだ整備されていません。その対策、応援策等を求めるものであります、市の考えについて



お聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 小菅議員からご質問の集中改革プランについてお答えいたします。

まず、1点目、2点目のご質問とも施設の見直しについての理由をお尋ねいただいておりますが、今回の施設の見直しにつきましては、次の3つの視点に立って検討をしているところでございます。

まず1つ目には、重複施設を対象に5万人の市としてあるべき姿を見据えようとするもの、2つ目には、コストと効果を見極めようとするもの、3つ目には、指定管理等、管理手法の有効性・妥当性について検討しようとするものでございます。例えばB&Gのプールにつきましては、老朽化が進んでおりますことや、平成20年度年間利用者数3,504人と低調でありますことから、総合体育館の温水プールをもって市民サービスやその機能を継続できますことから、廃止を検討しているところでございます。

また、ふれあいセンターのお風呂につきましては、平成20年度の年間利用者数は有料部分では5,315人と低調でありまして、年々、利用者数が減少してきております。さらに、衛生管理面で課題がありますことや、指定管理料、つまり維持管理費ですが、年間2,600万円、さらにボイラーの老朽化で更新費用としまして約2,000万円が必要となりまして、年間約68万円の利用収入の中で更新すべき妥当性の有無から、廃止を検討しているところでございます。

次に、公共施設の見直しに関する検討状況で、1億7,400万円の効果額は、例えばでございますが、分庁舎の統合の1,300万円につきましては、分庁舎の管理経費から移転先でも必要となります経費と市民窓口の管理経費を差し引いた額で効果額を見込んでおりまして、漠然と効果額を見込んでいるものではございません。しかるべき時期に全体をお示しさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘の施設につきましても、これらの視点から見直しの対象として議論の俎上が上がってまいったものであり、今後、この案につきまして市民の広範な議論をお願いしたいと考えております。

次に、3点目の施設の位置づけ及び認識についてのご質問でございますが、合併前の町の時代から合併後当分の間においては、それぞれの住民ニーズに応じて市民サービスの提供を図るために必要な施設であったと認識をしております。しかしながら、合併後5年目

を迎えました今日、一つのまち野洲市としての効率的な市民サービスや施設設置のあり方を考えるべき時期に至っているものと考えます。今回のプランでは、このような観点から施設の見直しを検討いたしたいと考えているところでございます。

次に4点目についてでございますが、今回のプランにおきましては、全分野にわたって聖域を設けず、検証を進めております。また、まずは内部管理経費の見直しを徹底し、よりよい市民サービスを提供する観点から進めようとするものであります。

最後に5点目ですが、今回のプランは、短期的には昨年からの不況による法人市民税収の大幅な減収、それと過去の市の財政構造に起因する基金の枯渇と債務の累積という危機的な財政状況を回避し、にぎわいと安心を目指した質の高い市民サービスの提供に重点を置いた持続可能な市政運営を回復するために不可欠なプランであると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、小菅議員の第2点目の就学援助制度に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の受給者増の原因についてであります。ご指摘のとおり、就学援助費受給者は近年急増の一途をたどっており、その原因につきましては、離婚などによる母子・父子家庭の増加、また、不況による企業の倒産やリストラなどの社会状況の変化によるものと考えます。

次に、2点目の準要保護者に対する国庫補助廃止の関係のご質問にお答えいたします。

まず、一般財源化の影響額ですが、廃止されました国庫補助金の額で申し上げますと、平成17年度には668万4,000円、平成18年度には749万4,000円、平成19年度は868万円、平成20年度は10,64万6,000円となっております。しかし、財源につきましては、平成17年度から国から地方への税源移譲と地方財政措置、いわゆる普通交付税により措置されたこともあり、十分とは言えませんが、一定の対応がなされていると考えております。

したがって、本市におきましては現段階では、議員ご指摘の平成16年度以前の制度、いわゆる国の補助制度に戻すという要望を行うことは考えておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

次に、3点目の就学援助制度の周知についてであります。基本的に本来は年度当初に申請すべき制度であるため、前年度末の全児童・生徒へのお知らせの配布や、新入学児童

入学説明会でのお知らせの配布、また市の広報紙への掲載により周知しているところがございます。

さらに、前年度の給付者に対しましては学校から個々に対応もしていただいているところですし、各学校において、給食費等の徴収状況等を把握しながら、年度途中での申請・認定にも対応できるよう連携を図っているところがございます。また、制度につきましてはホームページにも掲載し、周知を図っております。

しかし、より周知徹底を図るため、議員ご提案の学期ごとの周知につきましては、市の広報紙を活用してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の認定基準についてでございますが、現状の生活保護基準の1.2倍という認定基準は、経済的な困窮者に対する援助策としましてはおおむね妥当な基準であると考えており、基準の引き上げの考えはございませんので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の農業問題に関するご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のミニマムアクセス米に関する認識についてのご質問でございますが、これにつきましては3月議会でもお答え申し上げたとおり、WTO交渉の中で日本の国益を総合的に判断された結果としてやむを得ないものと受けとめております。農家に対して悪影響が及ばないように、米を含め、いわゆる守るべき重要な品目については関税の引き下げの例外品目とするため、ミニマムアクセスというWTOで認められた制度を適用し、そのミニマムアクセス米の国内の用途については、国産米の価格・需給に影響を与えないよう加工米中心の輸入・販売を行うなどの措置を講じられているものと承知をしております。

次に、2点目の農地法の改正案に関するご質問でございますが、改正によって農地の流動化が一層加速され、大規模農家への農地集積につながるものであり、ひいては農業生産性が向上するということから、この農地制度改革は推進すべきものであるというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、農地の積極的な利用を図るためには、まずは農業経営の安定が必要であるというのは言うまでもありません。そのためには、経営規模の拡大だけではなく、面的な農地の集積もあわせて実施することにより、生産コストの一層の削減を図っていくということがございます。そういう意味では、農地の流動化を一層促進していくことによ

りまして、大規模農家への集積が進むものと考えております。

なお、この農地法の改正案では農地の一般企業による利用も可能となるわけですが、周辺農地等の環境に悪影響を及ぼさないような取り組みも必要と考えております。

3点目のUターン営農者に対する本市の支援に関するご質問でございますが、本市としての独自の支援策は持っておりませんが、新規就農につきましては、全国就農相談センターですとか県の農業会議で情報の提供及び相談は受け付けておりますし、本市の農林水産課でもご相談に応じておるところでございます。

また、国の制度として就農資金関係の無利子融資をはじめといたしまして、あと、今年度の補正予算で、平成19年度以降に39歳以下で就農した新規就農者に対する、機械や施設の購入経費の2分の1を助成する新規就農定着促進事業がございます。現在、市内の20代から30代の2名のUターン者が滋賀県立農業大学校に入校されているという事例もございます。こうした若い後継者がこれからもふえていきますよう、市としても今後、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午後1時25分 休憩）

（午後1時29分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 先ほどのふれあいセンターの風呂の利用者数をご報告申し上げました。年間の利用者数ですが、有料の部分は5,315人ということでございます。げんきカードを利用される方は9,577人、利用者数の合計は1万4,892人でございます。追加させていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 初めに言っておきますが、意図を持って、恣意的な答弁はされないように。事実をもって答弁されるよう、初めに言っておきます。

それでは、集中改革プランについてちょっとまとめてお聞きしますが、初めにちょっと市長の認識をお聞きしたいのですが、昨日も少し紹介がありましたが、この間、今検討の段階ですけども、それを市民が聞いているわけですけども、こういう声があるのです。昨日も少しありましたが、「子どもが喜んで中主の図書室に行っています。なくなれば野洲の

図書館まで行かなければならない。危険で行かせることができない」、あるいは「中主の施設や事業がなくなったら野洲まで行かないといけない。お年寄りにとっては困る」、あるいは「ふれあいセンターのお風呂は憩いの場です。お風呂で知り合った人たちと交流ができたのです。なくさないで下さい」、それとさっきちょっと紹介しましたが、「合併のときあれだけ、サービスは高い方に、負担は低い方にといい説明をされて合併を進めたのではなかったのでしょうか。あれは何だったのですか」。

まだいろいろあるのですが、そういう率直な声があるのですが、市長、この市民の声にどう感想をお持ちというか、認識をお持ちなのか、これを初めに聞いておきたいと思います。

それと、図書館ですけれども、中主の分館では年間6,881人で3万603冊、野洲の分室の方でいうと8,126人で3万725冊の貸し出しがあるのです。これを見ますと、いわゆる大きい意味での社会教育というか、市民教養、文化向上に大きく貢献している施設だと思うのですが、必要不可欠な施設なのですから、これを本当に廃止・閉館でいいのかどうか、これも市長に聞いておきたいのです。

同時に、今回のプランは社会教育施設やスポーツ施設が多いのですが、学校教育、社会教育を所管されるのは教育委員会なのですから、教育委員会自身は今回のプランの方向についてどう認識されているのか。もっともだと考えておられるのか、この間ヒアリングもされたそうですが、教育委員会の見解をお聞きしておきたいと思います。

それと、再三言っていますように、財政難打開だから廃止・閉鎖、短絡的なのですから、これは繰り返し言っているのですが、全体に通じるまちづくりと理念、サービスの維持、今後の方向、それが全くないまま進めておられますよね。それではだめだというのは再三言っているわけでありまして、そんなことで市民の理解が得られるわけがないのです。市長は今日の答弁で言われたのですか、財政の危機は決して無駄だけの問題ではなく、常に起こり得るものだというニュアンスの答弁をさっきされたと思うのですが、私はこれは正確ではないと思うのです。財政の危機というのはやはり根本的に原因があるのです。これは政治の責任ですので、自然に財政危機が訪れてくるわけではないのです。だとすれば、先ほど答弁がなかったのですが、例えば県でいうならば、野洲市でいうならば、これはもう解決している問題ですが、古くさかのぼればびわこ空港も、新幹線新駅の無駄遣いもあった。先ほど少し言いましたが、野洲市でいうならば、同和対策事業を終結しないとけないのにしないとかですね。政治の責任で解決しなければならない問題が

あるにも関わらずそこをしないで、今回、市民にこういうことを押しつけるというのはやはり許されない、理解を得られない。今、私の言ったことについて見解をお聞きしたいと思います。

それと、先ほど南さんの答弁にも関係するのですが、やはり議会での議論は極めて重要であるので、必要な資料はもっと出すべきですよ、市長。私、そう思うのです。さっき答弁がなかったのですが、今回のプランで今検討の段階しかもらっていませんが、統廃合で1億7,400万円の公開と、先ほど具体的な根拠をお聞きしたのに出さない、言わない、まだ出せない。それでは議論にならないですよ。

それと、先般、今回、廃止・閉鎖の対象施設の現状と利用実績の資料を一般質問のときに提出して下さいと言ったのに、それも出さない。それはおかしいと思いませんか。市長は常々、すべてをオープン、公開にして議論すると言っていたと思うのですが、最高の審議機関の市議会でもともな審議をしようとするれば、出すべき資料は出したらよろしい。それも出さない。それはやっぱりおかしいと思いますので、それはどうお考えなのかお聞きしておきたいと思います。ちょっと後の問題もありますので。

それと、次、就学援助ですが、先ほど答弁で、税源移譲で交付税算入と言われましたが、野洲は不交付団体だから実質入らないと私は思っていたのですが、入るのですか。入らないですよ。だとすれば、税源移譲、交付税算入はやはりおかしいですよ。野洲市として入らないのであれば、補助金としてもとに戻すように要求すべきだと私は思うのですが、その点もう一度確認というか、お聞きしておきたいと思います。

それと、生保基準を当面1.5倍ぐらいに引き上げたらどうかと言っているのですが、そもそも今日、生保基準そのものが低いのですよね。今年4月からはたしか母子加算も全額カットされたと思うのですが、もともと低いのだから、私考えたら、潜在的生保対象者基準は、就学援助対象にしなければならない人は本当はもっと多いと思います。そもそも生保基準は低く、あるいは下げられようとしているのですから。だから、そういう意味から、現状を考えたらやはり当面1.5倍ぐらいに引き上げた方がいいと思うのですが、そこら辺もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、3点目の農業問題ですが、政策監答弁で、今回の農地法の改正で農地の流動化が加速される、ひいては集積につながると言われましたが、生産性が高まる、考え方によっては、うまくいったらそうかもしれませんが、その保証がないから、今、国会で問題になっているのです。それどころか、先ほど少し言いましたように、農業そのものを

全く破壊させるおそれがあるのが今回の改正なのです。さっき言いましたように、企業の参入で耕作放棄地の改正につながるという話もありますが、そんな不採算農地に企業が行くわけがないですよ、1つは。そして、採算が合わなければ撤退するのが企業ですので、これも国会で議論されて有名になりましたが、北海道の千歳市でオムロンがトマト工場参入、進出したのです。7. 1ヘクタールで35万本のトマトをしたらしいですけども、これは3年で撤退したのです。その後、造林企業が後を継いだらしいですけど、それも倒産して従業員は解雇、後、今放置されているのです。それで市とか農業委員会は本当に困っているのですよ、今。だから、採算が合わなければ撤退、これは企業の常識なのです。いい、悪いは別にして、企業の常識なのです。

だから、加えてそういう企業の参入は地域のつながりや共同が希薄になって、農村としても維持形成ができなくなる、そういう根本的な重大な問題があると言われているのです。にも関わらず、先ほどの答弁で、生産性が高まるとか流動化加速とか、そういうことにはならないと思うので、もう一度お聞きしておきたいと思います。

最後、Uターン者の援助というか、対応なのですが、さっき言いましたように、農業そのものが今衰退しようとしているし、ひいては集落も疲弊し、存続がいずれ野洲市でも深刻な問題になるおそれもあるのです。だから、私が本来質問の趣旨は、一旦まちを出ていったが自分のまちに帰りたい、そのような人に対して開発許可を認め、集落に定着してもらい、農業もする、親の面倒を見る、地域の活動にも貢献してもらおうと。そのことが集落の活性化にもつながるし、ひいては農業振興といいますか、野洲市全体のまちづくりにもつながると思うのです。この件では、たしか旧中主では、当然、優良農地の保全と維持を基本にしながらなのですけども、これらの人たちにも開発を認めていたと思うのです。ところが、合併後、野洲市になってから、同居する農家の分家しか認めない、Uターン者には極めて認めないと、そういうようなことになっているのですよ。しかし、この関係では、野洲市の都市計画のきのう見せていただいた取扱基準、これは都市計画法の第34条第9条に基づき、県道とか市道もそうなのですけど、沿道のサービス業は認めておられませぬ、農振地域ですね。あるいは駅周辺とか沿道の活性化というか、まちづくりのために農振地域の除外を認めているわけでしょう。その是非も本当はあるのですけども、それだとすれば、これは市長に考えてほしいのですけど、そういうのを認めているのであれば、農村集落においても当然、さっきも言いましたように、優良農地の保全は基本としながらも、さっき言った集落の活性化なり維持のために、やはりUターン者にも自分の家の田ん

ばに家を建てることを最低限認めてあげたらいいと私は思うのです。商業部分、産業部分にはほぼ無原則で認めてあげて、実際、まちに帰って、そのまちや地域に貢献しようとしておられる人には厳しいと。私は、無原則な開発をしろと言っているのではないのですよ。本当に中心部もそうなら周辺部も、まちづくりの参加をしたいと思う人にはやはりそういう配慮をしてあげるべきだと思うのですが、これが旧中主と合併になってからちょっと対応が違うのです。その辺について、これは個人もさることながら、再三言っていますように、まちづくりのためにも検討すべきだと思うのですが、その点お聞きしたいと思うのですが。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

まず、集中改革プランですが、大きくは3点ご質問いただいたと思います。1点目の市民の声でございますけれども、全くそのとおりだと思っております。先般も、あれは「報道ステーション」というのですか、突然夕方来て見解が欲しいと言われたので、「どうですか」と言われて「私が市民だったら、本当にうれしいと思います」と言いました。まさにそういうことだと思っております。おっしゃるとおりだと思っております。ただでお風呂に入れるのであれば残してほしい、ただであれば入りたいと。旧中主で給食サービスをやっておられました。これは以前にも本議会でお話したかもわかりませんが、以前は無料でした。それを有料にされたら激減しております。サービスとして成り立っておりません。ささやかなお金ですが。まさにそうで、これは当然のことだと思っておりますので、そういうことだと思っております。

それと、念のため申し上げますけど、これはやっぱり議会で毎日積み上げていただいていると思っておりますので、素案の段階ではそうでしたけど、旧中主町の地域にあった図書館の分館については閉館をいたしません。これは昨日はっきり申し上げました。ぜひ積み上げの上で議論をいただきたいと思っております。もちろん、博物館も同様でございます。

それと、集中改革プランにビジョンがないとおっしゃっているのですが、これも昨日お答えしましたように、まさに集中の改革プランでして、総合プランではございません。これは限界があります。ただ、一方では、本議会の冒頭で申し上げましたように、私のマニフェストのロードマップに、これまで俎上に上がっていなかった地域振興プランですとか産業プランをつくり出すということで地場産業を進めています。あるいは、新しい駅の整備、あるいは副都市拠点におけるいろんな振興策も盛り込んでおります。ですから、体



質改善と行動計画、これはセット物でございますので、ただ、集中改革プランにそれを求めていただいても木によって魚を求めること、あるいは危機的状況になっているのに、矢が刺さったその由来を尋ねているようなものでありまして、本当に野洲市、もう少し詳細に全貌を示しますけれども、いわゆる損失補償契約をしているものが、その相手先が危機的状態になったら即資金ショートとする状態です。これは議員の方がよくご存知だと思います。ですから、いかに来年度10億円削減してやれるか、あるいは今年度もかなり厳しいと思っています。という集中改革プランですから、ただでお風呂に入れることを望まれるのか、あるいはどうしても必要なサービスを望まれるのか、そういうことをきちっと明らかにさせていただいた上で皆さん方にご議論いただきたいと思っています。

それと、構造的な観点ということで申し上げたのは、まさに政治というものではないと思いますけど、政策決定の、あえて言えば誤りだと思っています。私、部長会議で、野洲市の場合、これまで法人市民税が豊かに入ってきたので、個人と同じようなことで、やはり金銭感覚が麻痺していたのではないかと。1つの小学校の維持管理費に、人件費は別ですよ、1つの学校が20年間いつもぴかぴかの状態であるというためのお金に四千数百万、今、値切って3,700万ですけども、これは値ごろ感、普通に考えたらおかしいと思うはずですね。これは一例です。ぴっとくるはずなのですよ。自分でお昼を食べに行くのに10万払う人、いないですよ。でも、今、野洲市は幾つかそういう例があります。これはやはり政策決定の問題だと思っています。

これも以前議会で申し上げましたけども、年度当初の予算を組むときに、収入を多目に見積もっておいて、支出をたくさんやると。どこかで税収がふえるだろう、そういう形を繰り返してきています。かつてはそういうこともあったわけです。税収30億円が45億円になる、そういうことで15億円、年度末に補正をして使うと。でも、それが通用しなくなって久しくなっているのに、そういう財政の組み方をしています。これを構造というふうに申し上げているわけです。全く今、小菅議員がご指摘になったようなことで、責任がないとかいう話はしていません。ただ、これは長年のそういう体質でやってきている、これを今回改めたい。ですから、経済の状態が悪いので厳しいもの、これは2年、3年で頑張りましょうと。ただ、体質的に持っているものについては今回改めさせていただきたいということでもあります。

それと、3つ目のもっと示してほしいということですが、これは冒頭にお断りしましたように、本来は5月末に詳細なことをお示ししようと思っていましたけど、余りにも事務

事業が膨大です。そして、きちっと責任を持ってお示しするための作業をしています。恐らく、ここまで出すのかというぐらいに、今申し上げた一例も含めてお出しをさせていただきたいと思っています。小菅議員からのご質問ですからあえて言いますが、工業団地に今年度、真水で8,000万出しています。これからも出していかないとはいけません。先般はまさに市民の方から、土地が残るからいいやとおっしゃいました。当初からもそういう発想だと思うのですが、一将功成りて万骨枯ると一緒に、今お金が欲しいわけです。そのときに8,000万出して行って、本当だったら市民サービスに使えるお金ですね。でも、これは仕方がない。そうすると、お風呂屋で少し我慢して下さい、博物館の開館日数を少し我慢して下さい、そういうことでお願いをしようということなので、資料がないと議論できないとおっしゃるのですけども、そうではなくて、今皆さん方が実感しているサービスがどうだというので、これはかなりわかりやすいと思います。図書館を閉めたらどうですか、お風呂屋を閉めたらどうですかということで、そんな資料がなくてもわかる範囲で今お示ししているのではないかなというふうに思います。ただ、今言っている、経費がどうなっているのか、あるいはそれをどう削減するのか、これはきちっと今月末といたしますか、今議会の最終段階でお示しをさせていただいて、継続的にご審議いただきたいと思っています。集中改革プランにつきましてはそういうことです。

それとあと、Uターンについて聞かれていますけど、通常、いわゆる次世代といいますか、跡継ぎの方の住居については認めております。ただ、Uターンを認めるというのは私は大賛成なのですが、余程保証がない限り、農地というのは一旦転用しますと農地には戻りません。ですから、余程慎重にやらないと、抜け駆けで、そういう名目でやられて転売されるとかということもありまして農地の転用は厳しくなっているということなので、そのきちとした保証があるかないかを見極めた上での検討かなというふうに思います。

それと、教育委員会に聞いていただいたのですが、交付税と補助金の関係ですが、これについては、基本的には三位一体で税源移譲は不十分であるのですが、豊かなところについては自立をするという考え方で、補助金をなくして自前のところということもありますので、現時点では先ほどの教育部長の答弁のとおりで市としては考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、小菅議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、3点あったと思いますけど、1点目の集中改革プランに対する教育委員会の考え方でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という法律がございまして、通称「地教行法」と言っておりますけども、そちらの第26条の規定によりますと、教育機関の廃止につきましては教育委員会の議決事項となっております。また、その他の集中改革プランの案件につきましても、教育委員会にとりましては非常に重要な事項がたくさんございます。したがって、案がまとまりましたら、一定の段階で委員会の会議で十分議論をしていただきたいなというふうに思っております。

それと、最終的には地教行法の第29条の規定によりまして、議会に条例とか予算の議案が提案される前段で、その議案に対しまして市長から教育委員会に意見を聞かれることとなりますので、委員会としましてはその際が最終判断の場であるというふうに考えております。

いずれにしましても、事務方で一定の説明をさせていただきながら、案がまとまりましたら委員会の議論にゆだねていきたいなというふうに考えてございます。

それから、就学援助費の関係では、旧野洲町分は不交付団体だから実際現金が入っておらないのではないか、算入されておっても現金が入っておらないということでございますけども、この制度は普通交付税の基準財政需要額というところに算入されまして、算入上は入っておるのですけども、現在、合併算定替というのをやっておりますので、旧中主町、旧野洲町で算定しまして普通交付税をもらっているという状況でございます。ですから、旧野洲町分は不交付団体になっておりますので、小菅議員がおっしゃいますように、現金としては入っておりません。

それと、補助金関係の要求でございますけども、市長から述べられましたように、この就学援助費の制度の変更につきましては、国の三位一体の改革の中で補助金が廃止される一方で、税源移譲と地方財政措置、いわゆる交付税措置の2本立てで一般財源化が行われております。その大きな狙いは、これも市長からございましたように、地方の自主・自立であるというふうに考えております。就学援助制度自体は自治事務でございますので、基本的に国の制度の一般財源化に馴染むのではないかなというふうに考えております。しかし、この制度改正された時点では、これほどまでに受給者がふえるという予測は恐らく立っていなかったということもございまして、地方の負担は急激な増加傾向にございます。この増加する財源をすべてそしたら税で賄うのかということに関しましては、市町村にと

りましては大きな負担となっております。

したがって、何らかの国の支援は希望するのですが、その支援策につきましては、議員ご指摘の国の補助金による支援もありますし、あるいは交付税措置が現在、単位費用という基礎数値で算入されておりますので、それを受給者の実数に置きかえて算入するとか、そういう措置も考えられます。

ただ、議員の意見にありますように、平成16年度以前の制度に全く戻して補助金に依存するというのは、先ほど申し上げましたように、この制度の性格から申し上げて余り好ましくないのではないかなということでご答弁させていただいております。

次に、認定基準の引き上げの関係でございますけれども、議員からの質問にございましたように、現在、生活保護基準の1.2倍で本市の場合は認定をいたしております。おおよその世帯の所得でございますけれども、世帯の年齢別構成とか総人員数、あるいは賃貸住宅に住まわれておられるのか、あるいは持ち家なのかなどによりまして大きく異なってくるのですが、例えば一般的な、両親と小学生2人で持ち家のケースでございましたら、おおむね年間250万円ぐらいの所得の世帯がその対象となっております。したがって、この基準、1.2倍でございますけれども、生活困窮者に対してはほぼ対応できているというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の農地法の改正の関係でございますけれども、特に一般企業が入ってきた場合の想定のお話だろうかと思います。ただ、これは他のところでも同じだろうと思えますけれども、当然、まずは集落の農地を集落で守っていくと。そこがまずは我々としても、当然、根本的な考え方としてやっていかないといけないと。要はそういう形で守っていくというのがまずは基本スタンスだろうと思えます。それから、今は、例えば集落の中で守れないような場合には農業生産法人をお願いをしているようなケースも、きのうの西本議員からのご質問もそういうような話での趣旨はあったと思えますけれども、要は、基本的には利用がきちっと集落なり、あるいは市の中でできるのであれば、まずはそれをしていくというのが農業としては基本姿勢だろうと思えます。

ただ、今、高齢化の中でどこまでそれができるのか。先ほどのUターンの話とももちろ

ん関連することではあるのですけれども、その場合になったときに、さあ、一般企業はどう認めるのか、どうかというところについては当然我々としても、周辺の農地とか、農地を含めた周辺環境に影響を及ぼさないような形で認めていくような方向は必要だと思っています。ですから、優良な農地をできるだけ利活用していくという点では法律案というのはどんどん進めていかないといけないと思っていますけれども、当然、その利用形態なんかについては市町村なり、あるいはJAもそうですし、あとは農地法を所掌する農業委員会もそうですけれども、そういうところできちっとしたガイドラインを示した中で、参入についてはきちっと見守っていきたいというふうに考えております。

あと、もう一点のUターン関係の、市長も答弁していただきましたけれども、Uターン者の農業住宅の関係ですけれども、基本的には親の住宅地に離れ等を建てられて一緒に住まわれるというのが今原則でございます。ただ、その場合、住むスペースがない場合ということでは、まずは基本的には、農振農用地以外、いわゆる青地以外の土地で住宅を建てられるというのが今の農振法の考え方でございます。それでもない場合には、農振農用地除外という手法がありますけれども、これは関係者との協議が必要になってくると。そういう手続を踏む必要があるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 市長、私、ある意味、そういう小難しい話をしているのじゃないのです。例えば野洲駅の北口の県道大津能登川線を見ますと、西友を過ぎて野洲川の方は農振地域なのです。しかし、あそこ、病院もコンビニもいろいろ開発を認めておられますね。市としては、全体のまちの発展・活性化という思いがあるのかもわからないけども、農振地域をつぶすぐらいだったら、市街化で病院でもコンビニでもしろと指導したらいいのですよ、本当は。しかし、それを認めているわけでしょう、営利を目的とする会社・企業に対して。だとすれば、市民が本当に困っておられるのに、当然、さっき言いましたように、優良農地の保全は基本ですよ。市長も言われたように、抜け道になったらだめですよ。それはきちっとしながらも、本当に困っておられる人にはもっと、さっき言いましたように、その地域の貢献とか、親の面倒を見るとか、集落に定着してもらうとか、ひいては活性化につながる、まちの振興・農業の振興につながる、そういう効果・役割を果たすじゃないですか。だから、小難しいことを言っているのじゃなくて、そっちで認めている

のであれば、こっちで常識の範囲で認めてあげたらどうですかと、私はそういうことを言っているわけでありまして、これは一遍きちっとまじめに考えてあげてやってほしいのですが、かなり厳しいのですよ。そこら辺、部長になるのか知らないけど、もう一度答えていただけますか。やはり現状を踏襲するのか、だめなものはだめと同じように言って、民間業者にはいとも簡単に認めていくのか。その点、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、集中改革プランですが、市長は、これは総合プランではないと。たちまちの集中プランだと。今、危機なのに、由来をただしているようなものだと、私の主張は。言葉の問題を。しかし、市民から見れば、総合プランであろうが、集中プランであろうが、影響を受けるのは市民なのです。だから、集中プランであろうが、総合プランであろうが、やはり市民が納得しなければ、これは進めることはできない。だから、同じことを何回も言っていますが、こういう計画だとすれば、そしたら中主地域は大きい意味でまちづくりをどうするのか。仮に分庁舎がなければこういうまちづくりを進めますとか、こういう施設がなければ福祉サービスはこういう方向でして、多少中身が違って、全体としては市民福祉は維持するとか、そういう方向を示すことなく、財政が大変だから云々というだけではとてもじゃないけど理解がされない。私はそう思うのです。ただであればよい、どうしても必要なサービスだけを求めていく、そういう観点で言っているのではないのです、私は。いま一度、今言ったことについて見解がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、集中改革プランですけれども、これは当然限界があると思っていますが、野洲市の今後をどうするか、あるいは個別にどうするかというのは、これは昨日も触れましたように、市の場合は総合計画があるわけです。そこに書いています。それをもっと具体化する作業がこれまで十分されていません。私はもっとやりたいと思っています。野洲市の基本構想、ご存知いただいていると思いますけれども、どんなまちかといったら、ちょっと言葉が正確じゃないかもわかりませんが、「ときめき・ほほえみのまち」と書いてあるだけです。じゃ、それはどんなまちなのか。新市になってから具体的な形で全然されていません。私は就任させてもらってまだ7カ月です。これはぜひ手をつけていきたい。それと、具体的にどこでどうするか。今、本当に河川が大変なので、野洲市には何本か準用河川がありますけれども、上流から改修するというようなことをやっているわけです。これは河川の常道を外れています。上流から改修するだけじゃなしに、上流から指定しているわけ

です。そのあたり今がたがたになっています。あるいは道路にしましても、野洲川右岸線、今度、7月1日から供用開始させていただきます。名前を随分悩みました。野洲川右岸線というのは、以前も申し上げましたと思いますけども、南櫻を通過して、近江富士団地の野洲川との間を通過して、七間場を通過して、大畑を通過して、そしてから市三宅を通過して湖岸の方まで行く道です。でも、あの道の法線は破綻しています、昭和40年代の。今の法線は野洲川の中を走っています。そういう状態になっているのです。だから、いきなりそれを変えるわけにいかない。

それと、今の本当に10億円足りないというのは、これは仕事としては切り分けざるを得ないと私は思っています、何もかも満たしたいですけれども。だから、そういう観点で、むしろ残すのだったらこれを削りましょうというご提案を持ってきていただいたら、私は何も福祉も切りたくないし、文化も大切だと思っています。長い間、音楽団体の事務局長をあずかって、県内全体の音楽振興に随分貢献してきたつもりです。そういうことから、単に切りたいがためにやっているということではございません。台所事情を皆さんと一緒にオープンにして、どこにも隠し金はございませんので、皆さん方で優先順位をつけてどれを選んでいただけるかという中でやりたいというふうに思っております。貯金があればよかったと思いますけども。

それと、農地の転用につきましては、やはり制度にのっとってやっています。病院とかいろんなサービスというのは、営利というよりは社会サービスという観点だから認められるようになっています。ですから、農家の方についても、先ほど政策監が説明しましたように、どうしても優良農地、農振農地を活用しないといけない場合は協議をさせていただきます。ただ、安易に、ここが便利だからということでやってしまうと、本来の農業政策に反するのではないかなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第12号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 1番、太田健一です。よろしくお願いします。

まず1つ目に、平和の取り組みについて質問させていただきます。

先月の26日に北朝鮮が核実験を行い、成功をさせたとの驚くべき報道がありました。これは2006年10月9日に続く2回目となるものであり、国連安全保障理事会決議に反し、6カ国協議の合意と約束を踏みにじる暴挙として、国際的な批判が広がっています。今日の世界的な核兵器廃絶に向けての情勢を見ますと、広島・長崎の被爆者をはじめ、

核兵器廃絶を求める声が、国際的な反核平和運動、非同盟諸国、新アジェンダ連合諸国とも連帯し、今や世界の大きな潮流になっています。

そういった中でもとりわけ大きな動きとして、4月5日にチェコ・プラハで行われたアメリカのオバマ大統領の演説は、歴史的なものとして世界中に大きな反響を起こしています。その内容は、「核兵器を使用したことのある唯一の核保有国として、アメリカは行動する道義的責任がある」と述べ、「核兵器のない世界へ向けて、一緒になって平和と進歩の声を高めなければならない」と、世界の諸国民に協力を呼びかけました。

これに対して我が党はオバマ大統領に、核兵器廃絶問題でのイニシアティブを求める書簡を送り、アメリカ政府から感謝を表明する歴史上初めての返書が届き、先月20日の麻生首相との党首会談で報告を行いました。返書の内容の中には、「核兵器廃絶の目標に向かって具体的な前進をつくり出すため、日本政府との協力を望んでいる」と書かれてあります。麻生首相は、プラハのオバマ大統領演説について「今までに聞いたアメリカ大統領の演説の中で最もすごい演説だ。核兵器を持っている国が核のない世界を初めて呼びかけたことに一番大きな意味がある」と自分も驚いていて注目したと述べました。

アメリカ社会が今や大きく変わりつつあり、その長であるオバマ大統領が歴史的な新たな一歩を踏み出したわけですから、麻生首相も驚いている場合ではなく、唯一の被爆国の日本政府こそ、この問題の目標に向けて、それを主題とした国際交渉を行うというイニシアティブをとるべきだと考えます。

日米軍事同盟や地位協定などさまざまな点でまだまだ問題は多いと思いますが、従属関係ではなく、今こそアメリカと日本の対等・平等の立場に立った本当の友好関係を築き上げていくべきではないでしょうか。

来年となる2010年は核不拡散条約（NPT）再検討会議が行われます。よくも悪くも、この条約で核兵器廃絶の合意が成立しないと、世の中から核兵器を廃絶することができません。この条約は5年ごとの見直しで、2000年の会議では核保有国を含めた核兵器廃絶を達成する明確な約束が一旦合意されましたが、その後のブッシュ大統領の登場で核兵器廃絶の動きは大きく後退してしまいました。

しかし、今回のオバマ大統領の演説や、被爆地である広島市長の呼びかけから始まり、全世界で2,635都市が加盟する平和市長会議に、滋賀県でも彦根・高島・米原・甲良・東近江・安土・草津と7つの首長が加盟し、核兵器のない世界を求める動きが国内外で大きく前進しています。



滋賀県は26すべての自治体で非核平和都市宣言がなされているにも関わらず加盟が少ないと言われる中、先日、野洲市の市長もこの平和市長会議に加盟されたとの話を耳にしましたが、市長はこの問題についてどのような見解をお持ちなのかお聞かせ願います。

また、野洲市として、非核都市宣言のまちとして、平和市長会議に参加した市長として野洲市で平和の取り組みと事業を進めるべきだと考えますが、市長の見解をお聞かせ下さい。

もう一件は、滋賀交通バス路線減便について質問をしたいと思います。

4月の全員協議会での行政からの資料によれば、6月21日から滋賀交通の野洲駅・北山台間の路線バス運行が減便されようとしています。具体的には、平日32便が18便、土曜日32便が13便、休日18便が13便と、全体で約25%の減便となります。今後、高齢化が進む中、現在、自家用車を運転している方も将来は交通弱者となり、JR野洲駅への通勤・通学や、野洲病院や買い物など、住民生活の大切な足である公共交通の減便はとても切実な問題ではないでしょうか。

滋賀交通側の減便理由については、利用客の減少による年間6,000万から8,000万の赤字によるものです。そして、その経過については、昨年から同社を含む野洲市・湖南市の関係者らで協議を重ね、今年2月の時点で同路線の減便を決定したとのことでした。この件に関して私自身が耳にしたのは4月であり、地域の自治会長を軒並み訪問したところ、ほとんどの方々が知らされておらず、とても驚かれておられ、これは大変な問題だという言葉が話されておりました。

このことを受けて、4月27日に滋賀交通に対して、バス路線に関わる野洲市・湖南市の日本共産党市議団として、住民の方々と共に「市民の暮らしに欠かせないバス路線の減便をやめ、存続すべき」との申し入れを行いました。会社側の言い分としては、赤字だから仕方のない減便であり、平成9年から労働者の昇給がストップしている中、あいている敷地をコンビニに貸すなどして経営努力を行ってきた上での今回の減便であり、今後、利用促進を行いながら運行を決めていきたいとの回答でした。

ここで問題となるのは、減便に関してなぜ地域の住民に広く知らせて意見も求めずに決定を下したのか。会社の運行方針について行政や協議会に諮るだけでなく、事前に市民の声を聞く機会を持つべきであったと考えられます。そして、昨年7月17日に開催された湖南市での市民会議において、市民に対する説明が一切ないことや、住民や利用者の声を聞くことによってダイヤ改正等に生かした利用促進を図ることが必要であること、「ぜひ

地元の声も聞いていただいで進めていただきたいと思う」との発言があったようですが、本当に滋賀交通がこういった声を生かした企業努力を行ってきたのかということも問題の根本部分だと考えられます。この件で野洲市としては市内循環バスを3便増便して影響に対応するとしていますが、本年度から土曜日運休など衰退していることから、根本的な対策とはなりません。

それともう一つですが、この件は単なる利用者不足から成る減便だけでなく、今後、路線バスそのものの廃線や、循環バス等、行政への負担増を含んだ大きな問題であると考えられます。その理由として、滋賀交通はまず減便を行いながら利用促進を行うということですが、便数が減り利便性の薄くなったバスに果たして利用客の増加が起きるでしょうか。

今回の件で、このバス路線は効率重視した子会社化、具体的には滋賀交通株式会社から滋賀バス株式会社へと引き継ぐとのことですが、今までは滋賀交通グループ全体の中で運営を補っていたものが、将来的に同路線が赤字運営が解消されない場合、即廃止が危ぶまれるのではないのでしょうか。こういった企業体質への警告と対策を考えていく必要が大いにあると思います。

市民の皆さんからは、「いずれ年をとれば、買い物や病院に行くのにバスがなければ困る」「今でも、夜9時以降、便がない」「タクシーの利用料は高くて大変」との交通手段を持たない窮状が日々寄せられています。路線バスあってこそその循環バスであり、これからの地球温暖化の中で、世界的に見ても公共交通が見直され始めています。企業の社会的責任と、公共交通としての企業努力を行政として指導していく必要があると考えますが、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 太田議員の第1点目、平和の取り組みについてのご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、野洲市では、平成18年2月25日に「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市平和都市宣言」を行いました。この宣言文には、まず核兵器の廃絶について、日本は世界唯一の被爆国であるという事実と、その体験を後世に伝えていく責務があるということをも明記しております。また、非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求めております。そして、市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現を目指すと共に、世界の恒久平和を誓い、野洲市を平和都市とすることを宣言しました。ご質問の平和市長会議には、この平和都市宣言の一環として、平和市長会議の趣旨に賛同し、本年3月に加盟をしたと

ころでございます。野洲市は世界の中でも小さな一自治体ではございますが、地域住民の平和に対する意識を高めることが平和への大きな力を生むことになると考えております。

次に、具体的な平和に関するこれまでの取り組みといたしましては、毎年8月には広報紙の人権教育シリーズの中で平和をテーマに啓発を行うと共に、「ヒロシマ・ナガサキ」平和パネル展をまちづくり協働推進センターのギャラリーで行い、また、図書館では平和関係図書の特集を行っております。また、人権情報センターでは、フィールドワーク事業の中で立命館大学国際平和ミュージアムを訪ねるなど、戦争の悲惨さと平和の尊さについて、さまざまな機会を通じて市民に啓発をしております。今後も、これらの啓発事業に創意工夫を加えながら引き続き進めていきたいと考えております。

平和の原点は人権の尊重であることを踏まえ、野洲市の施策の柱である人権の尊重を一層推進しつつ、世界平和へとつなげていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、太田議員の2点目の滋賀交通バス路線減便についてのご質問にお答えをいたします。先ほど一部、本田議員さんのお答えと重複する部分がございますが、事前にご了承願いたいなと思っております。

まず、減便を地域の住民に意見を求めることについてでございますが、今回の措置で市民の生活に影響することから、野洲市及び湖南市の各学区長を代表者として参画していただいた協議会を組織いたしまして、ご意見をお聞きして反映をさせていただいたところで、ご理解をお願いしたいなと思っております。

また、市といたしましても、今回の滋賀交通の撤退に対しまして路線継続を強く要請したところであり、今回、運行効率向上を目指したダイヤの再編、循環バスと路線バスを一体化させまして、利便性向上を意図した滋賀バスへの移行策が確認されたものであり、昨日も滋賀交通より説明会が実施されておりますので、これもご理解いただきますようよろしく願いをいたします。

さらに、JR線の接続も考慮しながら、減便による利用者の利便性を少しでも損なわないよう、乗合率の向上による収益率の合理化や、運賃・定期券・回数券の減額等による利用促進により収益を確保できるよう調整を図ってきたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） まず、平和の取り組みの方の再質問なのですが、野洲で行われている平和啓発なり人権センターでの展示なりに大体どれぐらいの市民の人たちが参加されているのかを、もしわかればお聞きしたいと思います。

それと、僕自身、戦争の体験者でもないですし、子どものころから戦争もののドンパチするようなアニメなり漫画なり映画なり、そんなのを見てきて育ってきた世代なので、本当の戦争の恐ろしさとか核兵器の恐ろしさというのは実際わかっていないのかもしれない。ですけど、幼いころに家に「はだしのゲン」という有名な戦争の漫画がありまして、そういう漫画を幼心に触れて、原爆というのは恐ろしいものだ、純粋なころでしたので本当にそういうふうに思った時期がありました。

僕は野洲中学校でしたが、そのころの修学旅行は広島、長崎に行っていて、今はどうなのかちょっとわからないのですが、そういうところに行って、そのころはまだ全然意味がわかっていなかったのですが、平和の問題に取り組む機会もありましたし、一時期、沖縄で暮らしていたときもひめゆりの塔に一度行って、本当に涙が出るぐらい衝撃を受けて、僕自身もそうですけど、戦争を知らないこれからの若い世代の人たちにも戦争の歴史を伝えて、生で感じさせていくということは、成長していく過程ですごく大事なことだと思います。

その中で、例えば甲賀市の方で取り組まれている1つの例なのですが、広島平和式典に市内の小学校から23人の子どもたちを派遣させて、その体験を作文にして、またそれを広げるという取り組みがされているようです。この取り組みは合併前から行われていたようですが、もともと10人だけの参加枠だったものを、少なくとも市内すべての23小学校区から1人ずつ参加できるように拡大してほしいと。そういった声の中から10人が15人にふえ、今年度の予算から23人分、これは先生も引率されるらしいのですが、なったということです。こういった取り組みもあるので、ぜひとも野洲市でも同様の取り組みをしてみてもいいかと1つ提案したいと思います。

あともう一つなのですが、先ほどの「ヒロシマ・ナガサキ」の平和ギャラリーというのは、広島市から写真を借りて行われているということですか。ちょっとそれを。僕が調査したやつと重複するとあれなので、それをまた1つ聞きたいと思います。

あと、次は滋賀交通のバスの減便の件なのですが、先ほど1回目の質問でも言いましたけど、減便を知って滋賀交通にトータルで二度、市民の方と、野洲と湖南の市議団で申

し入れに行きました。その中で、市民への説明会も行ってくれるということで、きのう、市民に対する滋賀交通の説明会がありました。野洲市と湖南市の方にも、先日、野洲と湖南の住民の方と市議団で申し入れを行い、減便をやめてほしい、路線を守ってほしいという要望書を市の方から滋賀交通に対して出してほしいという要望書を出してもらって、きのうの滋賀交通の方からそれを確認したら、野洲市からはもうその要望書はもらった、ただ、湖南市からはもらっていないということをお聞きしました。

そういった流れの中で、市民の皆さんと、野洲市と湖南市で「バスを生かそう 市民の会」という会を発足して、バスを守っていこう、公共交通を守っていこうというような取り組みが始まっています。その中でアンケートを行いました。これはとりあえず近江富士団地だけなのですが、そのうちで、ここにありますが、約320件ほど回収して、全部ではなく途中なのですが、アンケートの結果をお伝えしたいと思います。

「滋賀交通のバスの減便がされてしまえば、どのような影響がありますか」という質問に対して、「大変困る」という人が全体の59.5%、6割ぐらいです。「将来、車の運転が困難になった場合、路線バスを利用されますか」ということに対しても、「利用したい」という方が86.4%。「地球温暖化の中でCO<sub>2</sub>削減のため公共交通が見直されていますが、あなたはどう思いますか」という質問に対しては、「そのとおりだ」というのが74.7%。「今年6月から運転免許の更新制度の改定によって、75歳以上の方は新たな技能試験で合格しないと免許更新ができなくなりますが、どのようにお考えでしょうか」という問いに対して、「公共交通に今後期待する」というものが75.9%という結果になっています。

その質問の中で、直接住民の皆さんの生の声を聞きたいということでいろいろ記述もあったのですが、その中で、例えば80歳の高齢の男性の方で、視力不足のためから免許更新ができなくなって車を降りて、その後、自転車に乗っていったけど、4回ほど転倒して骨折をしてしまい、自転車も乗れないと。今はバスしか乗っていないと。このバスが減便され、そして廃止の方向に向かったら本当に困るというような本当に切実な声もありました。現役の方で今会社の通勤で使われている方も、今、バスの路線に合わせて生活を考えていると。それが、廃止は当然のこと、減便される、本数が変わるということは、それだけで生活もがらっと変えなければいけない、本当に減便は困るという声も出ています。もっと若い世代の人の話の中にも、子どもが今はまだ小さいですけど、中学・高校・大学と進んで成長したときに、親は使っていないけど、子どもたちをいずれバスに乗せたい。

そのときに、そういった公共交通が減っていくということは困るというような声もありました。

きのう、その説明会が7時からあったのですが、それは僕も行ってすごくびっくりしたのですが、100名ぐらいの住民の方が集まっておられて、その中で本当に怒りの声がたくさん上がっていました。ぱっとメモったものを紹介したいと思うのですが、例えば「滋賀交通はこれから減便して、それから利用促進してという方向で向かっているけど、それは減便した中でまた赤字は解消するのか。解消しなかったらどうするのか。市を巻き込んで考えていかなければいけないのじゃないか」という声やら、減便になったのは自分たちの責任でもあるという方が結構いっぱいありました。やっぱり乗らないから減便するとか、こういう問題が起きるといっても皆さん自覚されているのですが、だからこそ、会社と住民と我々で盛り上げていかなければならないのじゃないかと。これは、料金の上げ下げとか、それで何とかなるような問題だけではないというような声がありました。あと、京都から近江富士団地に引っ越しされてきた方なんかは、まずバスの運賃そのものにびっくりしたと。片道で、野洲駅から近江富士団地で310円ぐらいかかります。往復で600円、700円ぐらいかかります。そういうことにもびっくりして乗らなかったと。住民がバスに対する取り組みもできていなかったのは事実だと。それを今後、住民も力を出して変えていかなければならない。行政にもかけ合って、例えば野洲団地間の料金を200円にして、残りの差額の分を市が補助するとか、そういうような考え方もできないのかということがありました。あと、家族で数人利用されている、ほとんどの方が利用されている、そういった方は乗っているのですが、夜7時、8時の大事な時間に減便されたらもう1便しかない、これでは減便しても利用者がふえるわけがないという声もありました。

いろんな声があったのですが、その中で、減便を行って、それから会社は利用促進すると言っていますが、それでは赤字は解消されないのではないかと。ということは、やはり将来的に廃止に向かっていくのではないかと住民の方の不安な声がたくさんありました。今回の集まりで初めて聞いた方もたくさんおられて、本当にびっくりして、それがすぐ、今月の21日だと。現実にはちょっと延びて、それが3日延びるのか、1週間延びるのか、1カ月延びるのかは全然、滋賀交通側は答えなかったもので、準備段階だということしか言っていないのでわからないのですが、とりあえず当初の21日を過ぎて、ちょっとしてからされるのではないかと。というふうにこちらは思っているのですが、そういっ

たことをどうして知らせてくれなかったのか。行政が何でこの場にはいないのか、行政の怠慢じゃないのかという声がすごく出ていました。ですが、きのうの場は市民への滋賀交通の説明会ということなのでそれは置いておこうという話になったのですが、そういう声もかなりありました。減便するのではなく、本当にまず3カ月でも延ばしてほしいと。減便するにしても、3カ月でも半年でも猶予が欲しいと。そういった中で住民も頑張っ、バスに乗るなり、こういう問題に取り組んで協力していきたいという声もすごくありました。

そういう感じで住民の方は行政に対する不信という気持ちが今実際あります。本田議員さんの質問の中でもありました。僕が聞いた中でも、行政側からすれば、今まで学区長と会社とで協議を重ねてきた結果だと。だから、もう決まったことだし仕方ないというのがありますが、現実には、これだけの住民の方が怒りの声を上げて驚かされているという現実を見ると、やはり住民の声が全然反映されていないことのあらわれじゃないかと思います。ですから、まず市としても減便に対して、減便をとりあえず最低でも引き延ばしてもらいたいということを滋賀交通に対して訴えていくということが必要だと思います。先ほどの本田議員さんとの答弁の中でありましたけど、今後、きちっと市と会社と市民とで協議を行うということが言われていましたけど、これはバスの減便、早ければ今月中だと思います。その前に行われるということでしょうか。今こうして大きな問題に発展している以上、減便前に行うことが何よりも重要だと思うのですが、どういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、太田議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁いたしました中で、参加人数等というお話だったと思いますが、まず、「ヒロシマ・ナガサキ」平和パネル展、これはまちづくり協働推進センターで8月に行っておりますが、ご承知いただいているように図書館のところでございます。具体的に人数はカウントしていないので、ちょっとはっきりしたことはわからないので要するに推計だけなのですが、図書館に毎日平均大体900人ぐらいいらっしゃると見て、6日間で5,400人、このうち何人おいでいただくか、半分と見れば2,000から3,000人と、こうなりますし、この辺の歩の割ははっきりしたことはわかりませんが、そういった数字でございます。

それから、フィールドワークの件なのですが、これは参加定員という形で呼びかけた文書では15人を参加定員という形でお願いしておるのですが、大体15人から、もう少し

多ければ20人程度と、こういうふうに理解をしております。

それから、広島のパネル展への参加でございますが、これまでから例えば修学旅行等で広島、長崎、あるいは沖縄等に行っておられる例もあるというふうには伺っておりますが、生徒さんのご都合もございますし、経費の件もございますし、今の段階でこれは考えていないので、そうご理解いただきたいと思っております。

それから、さっきのパネル展のパネルをどこから持ってきているかという話で、広島からかという話なのですが、たまたま私どもやらせていただいたのは県内の他の都市でお持ちのものを借用したと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、私の方から滋賀交通の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど小菅さんがおっしゃいましたけども、採算が合わなければ撤退するのは企業の常識だということでございますけども、ただし、滋賀交通は今まで地域公共交通を支えてきたという企業ポリシーをしっかりと持っておられますので、何度か私どもの願いを聞き入れていただきましたけども、昨日の会議の結果についても、担当の方から滋賀交通を通じて話を聞いております。

そういったことも踏まえまして、今のところ、6月21日の予定でございましたけども、先ほど本田さんのお話もあったとおり少し延びるということでございますので、近々話し合いの場を持っていきたいなと思っておりますけども、その前に早急に、自治会、連合会がございまして、その方の意見を今週中にまず聞き取りを、私も担当と行って直接お話を聞きまして、その声に耳を傾けて今後の方策を決めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） まず、平和に関してですが、先日、市長にも市議団として申し入れをさせてもらったのですが、そのときの市長のお話の中で僕個人的にすごくピンときたのは、今、海外青年協力隊の母体であるJICAと市長がお話をされていて、本当に海外に出ていく若者が全然いない、危機的状態だという話をされていました。そういったようなことで、教育の問題に関わってくるのではないかと。根本、基盤の部分、親だけじゃな



いですが、親が子どもたちに、これは危ないから、あれはだめだからと押しえつけていくような育て方の中で育ってくる子どもたちでは、こういう平和の問題とか、大きな広い意味で物を考えていくことができないようなことになるのじゃないかと。そういう本当に根本の部分ですけど、それは僕もそれを聞いてすごく感じました。僕自身、外に飛び出たわいわいしていたタイプなのであれなんですけど、なかなかそうできない人たちがたくさんいたなと僕も思いますし、今の子どもたちもなかなかいないと。川の仕事もしていましたけど、川で遊ぶなどと言われる子どもたちがたくさんいて、僕らみたいな川のプロが、ガイドが教えなければならぬような時代なのだなというのを感じていました。

そういったように、本当に根本の部分で変えていかなきゃならないところもありますけど、1回目の質問で話したように、今、世界が核兵器廃絶に向けてすごく大きなうねりの中にあると思います。そんな中で日本は憲法を改悪して、海外で戦争ができるような、いわば過去の軍事大国へ向けての動きがあるということも確かです。これは、平和を願っている世界の情勢とはすごく逆向きの状態だと感じています。だからこそ、平和を掲げる野洲市としても、今後のさまざまな事業や取り組みに期待をしていきたいと思っています。

先ほどのパネルの件ですけど、これは1つ、僕が聞いたお話の中で、広島市から戦争の、原爆のときのパネルを無料で貸し出してもらえるとということを耳にしました。これはもちろん郵送料はかかりますけど、パネルそのものは貸してもらえると。だから、今、財政がすごく厳しい状態の中でも、パネルを借りるとするのはお金もそんなかからなくてできることですし、例えばこれを8月6日から9日の間に、人にわざわざそのために来てもらうというのは大変なので、野洲市役所のロビーとか、先ほど図書館で展示もされると言っていましたけど、図書館だったり歴史民俗博物館だったり、人が行き交うようなところに展示してみるというのも1つの手じゃないかなと思います。これはちょっと参考程度にします。

あと、減便の件ですが、自治会と今週中に話し合ってもらって、今後協議を進めてもらえるという話を聞きましたので、その方向で僕も頑張って協力してやっていきたいと思っています。

1つ、今回のバス減便というのは、もちろん、減便されることや廃止されるということが一番困ることなんですけど、これは野洲のまちづくりをしていくという観点からも、市民の足を考えていくということも物すごく大きな大事な問題だと思います。例えば、先ほどの答弁の中で、まちづくりの3つの観点から今後考えていきたいと。一般の人は公共交通、あとは観光、福祉と言われていましたけど、3つとも全然違う目的なんですけど、

具体的にどう考えておられるのかを1つお聞きしたいと思います。

それと、これも市民の方のアンケートの中に入っていた記事がありまして、僕も初めて聞いたのですが、皆さんはご存知の方も多いかもしいないのですが、1つ提案として、デマンド交通というものが今、全国の自治体で増加して、国交省によると、去年4月の時点で224市町村でされているというものがあります。これはどういうものかといいますと、デマンドというものは「要望」というものです。要は、乗客の要望に応じて路線バスを走らせると。これは小型のワゴン車を使っています。予約を受けて、自宅と目的地をドア・ツー・ドアで結ぶサービスだということです。自治体が商工会などの公的機関や、バス会社やタクシー会社に運行委託するケースが多いというものらしいです。予約がなければ運行もせずに、空で走らせる無駄もなくなると。運賃は300円前後が多くて、主に高齢者の通院や買い物に利用されていると。実際にさまざまな市町村でされているのですが、無料だった福祉バスを廃止して300円になったけど、利用者は2倍以上にふえて、年間の市の支出が何千万も減ったという話も聞きました。これも1つ参考程度に上げておきます。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 太田議員のご意見等について少し述べさせていただきます。

私ども野洲市もそうでございますし、日本国民すべて、あるいはひょっとして世界の方々みんなだと思っておりますが、平和ということをお願いの気持ちは変わらないと、かように思っておる次第でございます。先ほども申し上げましたように、私どもも平和都市宣言をさせていただきましたし、このたび平和市長会議にも入らせていただいたということで、先ほど申し上げましたような取り組みについて継続して進めてまいりたい、かように思っておる次第でございます。

そういった中で、広島のパネルが借りられるというふうなお話を承りましたので、もし機会があればそういったことも考えてみたいと、かように思っております。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、太田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

地域公共交通を支える、福祉を支える、そういったまちづくりにも結び付くものではないかなというお話でございました。まさしくそのとおりでございます、地域の人はこの

局面をピンチととらえるか、チャンスととらえるか。よく私は申し上げるのですが、これは地域できちっと議論して、当然行政も入ってきますけども、このピンチをチャンスに変えていただいているんな議論をしていただく。福祉はどうあるべきかとか、地域の公共交通はどうあるべきか。それがまちづくりに結び付いていく、俗に言う地域力を高めていくということになってございますので、そういった意味では、これは路線バスの宿命と申しますか、沿線の方で、先ほどお話がございました、利用する機会をいかにふやしていくか。路線バス等を育てていくような気運を醸成いただく、これがまさしくまちづくりに結び付くということでございますので、私も今ピンチになっておりますけども、これをチャンスに変えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を午後 3 時 10 分といたします。

（午後 2 時 50 分 休憩）

（午後 3 時 10 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 13 号、第 2 番、野並享子君。

○2 番（野並享子君） 3 点について質問をさせていただきます。

まず第 1 点目、新型インフルエンザをどう生かすか、この問題であります。

5 月 9 日、成田空港で新型インフルエンザの感染が確認されてから、兵庫県、大阪府などで空港でなく人から人に感染し、18 日には滋賀県でも確認され、20 日午後から県立高校の休業やイベントの中止、市町に対して一連の休業が要請され、野洲市でも実施されました。これらの措置で感染の拡大がなかったということはよかったのですが、多くの課題が明らかになりました。今後も起こり得ることであり、市として問題点を明らかにする必要があります。

まず、①すべてを休業、イベント中止にしたことにより、経済的に大きな打撃があり、大きな影響がありました。野洲市では損失は幾らになりますか。また、その対応はどうすることになっているのでしょうか。

②市民生活も混乱しました。保育園、学校、学童が休業になり、働いておられる家庭では、休むこともできない状況の家庭では子連れで職場に行ったという方もおられました。働いておられる家庭で、子どもたちはどのような状況だったのか明らかにして下さい。さらに、今後はどのように対応されるのでしょうか、お尋ねいたします。

③今回は症状が軽い状況でしたが、滋賀県の感染症指定病院は20病院977床、陰圧ベッドは46床。野洲病院でも発熱外来をされましたが、大流行になった場合はどのような体制を講じられるのかお尋ねいたします。

④大流行にならなかったのが幸いしていますが、保険証のない方もおられます。資格証明書の人も野洲市で115世帯、また、保険証があっても医療費も3割負担を払わなくてはなりません。このような方々が病院にも行けず、大流行に発展するおそれがあるのではないのでしょうか。資格証明書の発行をやめること、また、低所得者に対する医療費の助成とか法44条の実施が必要ではないのでしょうか。

⑤秋から冬にかけて、通常のインフルエンザと新型インフルエンザの流行が考えられます。市として今回の事態をどのように生かされるのか見解を求めます。

2点目、集中改革プランについてお尋ねいたします。

3月26日に集中改革プランが出され、また、4月の全員協議会で公共施設の見直しが出されました。

1点目、住民負担につながる見直しについて質問いたします。

①扶助費等の見直しで、今後は職員力による相談体制の充実や介護者支援等の充実にシフトすると書いてありますが、具体的に何を検討しようとしているのかお尋ねいたします。

②補助金・負担金の見直しで、団体運営補助金及び負担金について、繰越金、保有基金の状況を精査し適正化というのは、どのような団体を想定されているのでしょうか。各団体に当分の間、一律の抑制を実施するとなっていますが、各団体名の一覧表と一律抑制の内容を明らかにされたいと思います。

③使用料・手数料の見直しについて、使用料の減免の運用があいまいで減免の廃止も検討となっていますが、現在減免している団体名の一覧表と、これまで減免をしてきた経過を明らかにされたいと思います。手数料について、さらに見直しの余地があるというのは何なのか明らかにしていただきたいと思います。

(2) 公民館事業の廃止と市民活動を支えるコミュニティセンターやすの移転についてお尋ねいたします。

①中央公民館を利用していたときの利用数と、現在の場所に移っての利用者数を明らかにされたいと思います。

②コミセンは各学区で管理・運営しているのを直営に切り替えるとなっていますが、以前の状態に戻すのか、それとも、中央公民館のように規則を盾にしゃくし定規な運営にす

るのか。どのような管理・運営を考えておられるのかお尋ねいたします。

③公民館事業の廃上を検討するとなっていますが、公民館は社会教育法の第5章で位置づけられた施設であり、また目的で、公民館は、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定めています。野洲市では自主活動グループが活発ですが、それは個々の分野におけるグループ活動であり、公民館事業にとってかわることはできないのでしょうか。見解を明らかにされたいと思います。

(3) 歴史民俗博物館の常設展示の廃止について。

①常設展示場を保管庫として有効利用することを検討すると書いてありますが、先ほど小菅議員の答弁に対して市長が議論の発展をと言われましたので、私の通告から発展させて質問させていただきますので、ご答弁をお願いいたします。

昨日の答弁で、遺物は保管庫でなく収蔵庫の方で対応すると言われました。そしてまた、毎日開館でなく、正倉院のように年何回かの展示にするということも発言をされました。そういうことになりますと、これまで入館料が予算書でも120万円の使用料が入ってくるようになっております。これが全く入らないということになります。この点をどういふふうに計算されているのでしょうか。

それと、フロアは利用するというをおっしゃいました。開けておくということになると、やはり空調は必要であろうかと思えます。常設展示・企画展示室の空調が分割をされているのでしょうか。今回、集中改革プランの中で700万円の削減ということが出されておりますが、本当に700万円になるのでしょうか。電気代と空調だけなのでしょうか。やはり出された限りにおいては、きちっとした説明、理解が得られる、そういう資料が必要ではないかと思えます。

そして、その次に、今、校外学習として小学校の4年か5年か、野洲の歴史を知るという上で歴史民俗博物館に来ています。このような学習は今後も続けられるのだと思えますが、こういうときにもやはり空調は必要であろうかと思えます。これまでも歴史民俗博物館では、電気を消したり、さまざまな経費削減が行われています。こういったことを本当に会館として経費節減を図っておられる中で、さらにこれはどういうふうな形で会館を維持されようとしているのか。野洲市としての歴史・文化のレベルが問われると思えますが、見解を求めます。

医療費について質問いたします。

現在、入院に関しまして、中学校卒業まで無料化となっており、大変喜ばれています。これまで何度も、中学校卒業まで医療費の無料化をと質問してきました。山崎市長のときは今のところ考えていないという答弁でしたが、今回さまざまところで中学校卒業まで通院費の無料化の署名活動をしたところ、多くの方から切実な声をお聞きいたしました。子ども3人小学校に行っているが、ぜんそくの持病があり、毎月3人の子どもの医療費が1万、2万円と要って本当に大変、ぜひ実施をしてほしいという声をお聞きいたしました。小学校へ行った途端、3割の医療費の負担はこたえるという方もおられました。署名に行列ができました。

山仲市長に改めてお尋ねいたします。中学校卒業まで医療費の無料化を求めますが、見解を求めます。

次に、入院の医療費ですが、現在、償還払いになっています。一旦支払ってから返してもらうやり方でなく、窓口で無料になるように、現物給付の検討が必要だと思います。就学前までは医療費の無料化も現物給付であり、一旦払うということがないため大変喜ばれています。医療機関で対応できる状況でもあり、入院も同じように措置ができない原因は何なのでしょう。ぜひ医師会とも協議していただき、現物給付の実施を求めたいと考えますが、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、野並議員の新型インフルエンザについてお答えをいたします。1点目と5点目を市民部でお答えさせていただきます。

まず、損失につきましては、一部の企業や業界団体等には報道されておりますが、国、県と同様に、野洲市においては市全体の損失額は把握しておりません。野洲市での財政的な損失額の主なものにつきましては、学校等の休校によりまして5月21日と22日の給食賄材料の一部がキャンセルできなかったことによります廃棄処分、これはパン、牛乳、おかず等でございますけども、これを処分いたしました経費約70万円であります。

なお、この損失額は、国において現在、特別交付税で措置するよう検討されているところでございます。

次に、5点目の通常のインフルエンザと新型インフルエンザが流行した場合の対応につきましては、まず三和議員のご質問にもお答えしましたとおり、今回実行しました「新型インフルエンザ対策行動指針」では強毒性を想定して社会活動の制限等を定めているため、

今回のような弱毒性の場合にも柔軟に対応できるよう指針を見直すと共に、国、県の動向を見守りながら適切な措置を講じていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 野並議員の新型インフルエンザに関するご質問の2点目のうち、学校と学童保育所に関わる内容についてご答弁申し上げます。

休業中の子どもたちの状況について各学校に確認いたしましたところ、小学校では、子どもたちは「自宅で過ごしていた」「担任から指示された学習課題に取り組んでいた」とのことでした。また、働いている保護者の関係につきましては、「祖父母、親戚の家に行っていた」といった状況もありましたし、「母親が勤務場所に連れていった」といった事例も、まれではございますがございました。

中学校では、多くは「中間テスト前なのでテスト学習に取り組んでいた」「課題学習に取り組んでいた」といった実情でしたが、どの学校におきましても子どもたちは1人で過ごしていた家庭が多かった状況でございます。

次に、学童保育所につきましては、保護者の皆様方のご理解とご協力をいただき、休業をいたしました4日間では特に問題は起こっておりません。

なお、休業中は学校により各家庭への訪問も行われましたので、特に学童保育所の該当児童・生徒に限っての状況調査は行っておりません。

全体的には子どもたちも休業の趣旨や理由について理解をしていたようですし、保護者、地域の方々のご協力もありまして、特に大きな問題も起こらなかったと考えております。

また、今後の対応につきましては、同様の事態が起こりましたなら、今回での対応を基本に置きながら対処していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の新型インフルエンザに関するご質問のうち、2点目の保育園に関わります内容と、3点目、4点目について健康福祉部の方でお答えをさせていただきます。

公立・民間保育所すべてに休園要請を行いました。保護者の就労状況に応じ、21日から26日の間、延べ211名の保育を実施いたしました。保育を実施した理由としましては、特に医療機関で働く方、障がい者施設へ就労の方、またひとり親家庭等の方につき

まして保育を実施したものでございます。

休園中に各保育園職員が電話、家庭訪問を行ったところ、子どもたちは家族、親戚の方などから家庭での保育が行われておりました。

また、保育園の休園にあたり、企業、事業所あてに休園証明書を発行したことや、「新型インフルエンザの県内発生に伴う対応について」の文書を作成し、育児のため従業員の休暇取得について配慮をしていただくよう依頼したことで保護者の休暇がとりやすくなったことにより、大きな混乱はなかったものでございます。

今後、新型インフルエンザなどが大流行した場合につきましては、保護者の就労形態に配慮して保育の実施を基本に、感染状況に応じて柔軟に対応したいと考えております。

続きまして、3点目の医療体制につきましては、県が主体的に整備し、適切な医療を提供することとなっており、国のガイドラインにも示されております。現在、行動計画などを踏まえ、病院、医師会など関係機関との調整が進められているところであります。発熱外来は県内21の病院で開設済みですが、今後、秋から冬以降に強毒性のインフルエンザに変異することも予想し、県ではさらに20の病院と37の診療所に発熱外来の増設を検討されております。

また、今回の新型インフルエンザの感染力は季節性インフルエンザと同様に感染性は強いものの、抗インフルエンザウイルス薬の治療効果もあり、多くの感染者は軽症のまま回復していると報告をされています。ただ、妊婦や糖尿病など基礎疾患のある方は重症化するとの報告もあり、感染の拡大が進んだ段階においては入院治療は重症者のみに集中し、軽症の患者は医療機関受診後、自宅療養の協力をお願いすることとなるため、その間の要援護者への対応について、現在、県でも検討が進められております。

なお、感染の拡大が進んだ段階での市の役割は、一般相談窓口を充実し、市民が不安なく適切に受診されるよう相談に応じること、県の要請により発熱相談センターへの協力や市で設置すること、在宅の障がいのある人や高齢者等、社会的弱者の方への生活支援を行うことなどでございます。住民支援の最前線として、地域に向けての啓発、住民生活の支援、感染拡大防止等に努めてまいりたいと考えております。

4点目の資格証明書につきましては、今回の新型インフルエンザの国内発症に際しましては、国の速やかな対応により、国保資格証明書の人であっても特段の手続を要することなく、発熱外来への受診が短期保険証所持者と同様の扱いとなりました。これは、感染力の強い疾病に対する緊急対策として、市町村単位で保険証の切り替え手続や減免の申請と



いった対応を要しては他人と接触する機会がふえ、かえって広範囲への感染を助長することにもなりかねないとの判断によるもので、感染拡大を防ぐ緊急時の適切な対策であったものと考えております。

このことから、今回の新型インフルエンザ対策に関わって、資格証明書を廃止するなどの対応は必要のないものと考えております。

なお、今後、強毒性へと変異することも予想され、パンデミック時におきましては、感染拡大防止、本人の健康を最優先に考える必要があり、経済的理由により受診を控えるということが起こらない国の対策が必要であると考えております。

続きまして、医療費についてご答弁申し上げたいと思います。

1点目の中学校卒業までの医療費の無料化についてでございますが、福祉医療制度は、経済的理由によって生活が困窮し、健康保持のための適切な医療を受けることができない人、また、特定疾患、乳幼児など多くの医療受診が必要な人に対し医療費負担の助成を行うもので、本市では、市民の健康保持及び福祉の向上を図るため、他市に先駆け、福祉医療費助成制度の拡充を進めてまいりました。

しかしながら、昭和48年に県の福祉医療費助成事業が開始されて以降、県及び市町は独自の政策のもとに福祉医療制度を拡大または縮減した結果、市町間において大きな制度格差が生まれ、窓口となる医療機関においては医師の疲弊、複雑な事務処理が生ずると共に、県制度の見直しにより各市町の財政に与える影響が大きい福祉医療制度となっているもので、少なくとも市民の生活圏域では統一された仕組みに近づける必要があるものと考えております。

さらに、本市の現下の財政事情を踏まえ、将来にわたって安定的で持続可能な制度となるよう、制度見直しも必要と考えております。

こうしたことから、中学校卒業まで通院医療費無料化につきましては、新たに約4,600人の対象者がふえることとなり、先に申しあげました制度課題を解決せずして新たな施策への取り組みはできないものと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の小中学校入院の現物支給につきましては、平成20年度の状況では小中学生約4,600人で、当該制度の申請数は年間45件、制度対象者に対しての申請者数は1%弱でありました。入院を現物支給するためには、この対象者4,600人に対して受給券を交付する事務、それに係る経費が生じることとなります。加えて、独自の福祉番号を付与する必要から、国保連合会、また市の電算システム改修経費が必要となり、年間

45件の利用頻度から見まして多額のコストを要することから、引き続き償還払いにて実施をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいま野並議員からご質問のありました集中改革プランについてお答えをいたします。

まず1点目でございます。住民負担につながる見直しについての①扶助費等の見直しに係る検討内容でございますが、今回のプラン策定の過程で個別の事業の検証を進めましたところ、経済的支援制度でありながら所得制限がなく、また近隣市と比較しても過大と考えられますいわゆるバラマキ型の制度や、交付した資金が所期の目的に活用されているか十分に把握できないような制度も一部見受けられたところでございます。

このため、限られた財源が本当に必要とされている方に交付されるよう、従来制度の適正化を実施したいと考えております他、削減ではなく、逆に新たな制度の創設も提案していきたいと考えております。具体的には、障がい者施策でありますとか、あるいは教育扶助の分野等におきまして庁内で最終調整を行いました後、近々に報告をいたしたいと考えております。

また、②の補助金・負担金の見直しの件でございますが、繰越金、保有基金が多額となっている団体では必要額以上の額が交付されておりますことや、それが経常化して既得権化している可能性がございます。このため、市が補助金・負担金を支出している全団体を対象に検証を行うことを想定しております。

また、一律抑制の内容につきましては、適正化対象の費用項目を定めまして、同費用について一律の割合で抑制等協力願うことも検討すべきと考えております。

なお、プラン素案では、これら適正化や一律抑制のルールを提案してご理解を求めていますと考えております。個々の団体に対する詳細の見直し案につきましては、それらの団体の会計等の詳細を検証し、協議を経て予算案の中で公表いたしたいと考えております。

次に、③減免団体の一覧表につきましては、各施設の設置規則で、社会教育関係団体や福祉保健関係団体の利用を減免することを定めております。具体的な団体の名称につきましては、各施設が登録制度をつくるなどの要領等で運用をいたしている実態であり、全部を調査するには時間を要するところでもあります。これまでの規定では、利用・事業の目的に関わらず、当該団体が主催であれば減免を受けられる内容となっております。

手数料等につきましては、受益者が特定される事業について、それに要するコストに妥当な受益者負担率を乗じて求める必要があります。コストが大きく上昇しているのに長年見直しを実施されていないものや、近隣の動向や全国的な水準と比較して負担率が低く設定されているものを対象に最終調整を行いました後、いずれも近々に報告をしたいと考えております。

次に、2点目、①コミセンやすの利用状況についてでございますが、平成20年度実績で4万1,112人、コミセンやすの事務所が文化小劇場にありましたときは、コミセンの事業を実施する場合のみ中央公民館を借用してございまして、当時の運営形態と異なっておりますため、利用者数の比較はできません。

②コミュニティセンターの管理運営についての考え方につきましては、現状、施設管理に伴います煩雑な事務やリスク責任までも、法人格を持たない学区自治連合会にご負担いただいている状況であります。これらを改善あるいは軽減するため、施設の維持管理を市の責任で行うよう検討しております。また、各自治連合会によります主体的な地域づくりの取り組みをさらに促進するため、新たな政策として、仮称ではございますが、学区まちづくり委員会の設立に向けた支援強化を検討しております。講座等の事業につきましては、まちづくり協働推進センター等を軸に、自主グループによります取り組みの支援を強化することを検討しているものでございます。

③公民館事業についての見解ですが、今日まで公民館が担ってきた各種の事業につきましては、各学区に設置が完了いたしましたコミュニティセンターにおいて、地域等の実態に応じた事業展開が既に図られております。

また、他の各社会教育施設におきましてもそれぞれの専門性を生かした事業が展開されている他、特に今日までの成果として、野州市では既に300を超える多くの市民活動団体や自主活動グループが工夫を凝らして活動を展開されている状況であり、公民館設置当時から状況は大きく進展していると考えます。今後は、各コミュニティセンターを中心に、引き続き自主的なサークル活動の運営の側面的支援や、市長のマニフェストロードマップにも述べられております市民活動体験事業を推進することで、社会教育法に定めます公民館事業の目的には十分対応が可能なものと考えております。

次に、最後に3点目の歴史民俗博物館につきましては、先ほど来から市長から答弁されたとおりでございますが、当面の間の措置として調査研究機能に重点を移し、また当分の間は、夏の暑い時期、冬の寒い時期、夏期・冬期における開館を縮小していく一方で、市

民には無料化することを検討しております。

また、ご質問にありました入館料120万円の収入減についてでございますが、当初、実施効果額700万円と書いてございますが、この中には算入をされておられませんので、効果額が変わってくるということになります。

また、ホールにつきましても、常設展あるいは企画展の開催が春と秋の時期のみの開催を考えておりますので、ホールの利用も博物館があいているときのみ利用ということにしていきたいと考えております。

また、校外学習につきましては、春・秋の気候のよい季節に来館をしていただくよう、関係方面と調整をしていきたいと考えております。

なお、歴史民俗博物館のロビー、玄関、展示室につきましては、各部屋共に別々に空調の操作ができるということになってございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 第1点目の新型インフルエンザの件ですけれども、今ご答弁いただきましたが、教育委員会と保育園の方の関係が対応的に若干違っているというふうに思いました。保育園の方では事業所に、休めるようにということでそういうものを渡して、休みやすかったということ、そしてまた延べ211人の方の保育を実施したということで、働くお父さん、お母さんをサポートする体制をとられたと。小学校の方は、学童も閉めて、自宅で学習をしていたということです。親戚とか祖父母が見ていたということで、私もそこら辺が、働いておられる方の小学校1年生の子どもというのは、とても1人で家に置いておくこと、3年生ぐらいまでかな、そんな低学年の子どもを一日中家に置いておくというのは到底できないだろうと思って、心配だったから聞いたのです。そしたら、サービス業の方で、仕事に連れていったと言っておられました。でも、4時間ぐらいで限度で、みんなも「もう帰ったらどう」と言って連れて帰って、それで明くる日から休みをもらえたということなのです。本当に小学校の学童に行っている子どもというのは、両親が働いていて学童に預けているのですから、私は、保育園と同じような対応をすべきであったというふうに思うのです。それは祖父母とか親戚とかいうふうな形で対応できた方はいいかもしれませんが、私は、これはやはり行政として今後に生かしていただかないと、今答弁を聞いていても歴然と違いが出てきていますので、必要ではないかというふうに思いますけれども、お尋ねをいたします。

あと、今年予算の中で、補助金で病後児保育事業の補助金が441万円計上されていますね。病気の子どもやら病後も保育をするというふうな形で特定財源として294万、一般で147万円ということの計上がされているのですが、これはいったい病後児の対応をどういうふうにするのか、しておられるのか、しようとされているのかちょっとわからないのですが、そこをご答弁をお願いしたいと思います。

大流行にならなかったというのが本当に幸いをしているのですが、しかし、この間も福岡でしたか、小学校でまとまって感染者が出ていますし、私はこれは本当に秋から冬にかけて流行になってくるというふうに思うのです。そうした中で、今言われた資格証明書の発行の方の115世帯、国はそのまま持っていても受診ができるという対応をしたということですが、この115世帯の方にそういうことをきちっと伝達されたのでしょうか。ここだと思いますけども、まずそういうふうなことがされていないとしたら大きな問題だと思いますし、5月25日の時点で京都府の八幡市では、こういった保険を持っていない765世帯に短期保険証を発行して郵送しておられるのです。発送されているのです。そういったことはここだけではなくて、いろんなところでもされておられて、大阪の堺市では4,098世帯に短期証を送っているとかいうようなことで対応をちゃんと行政としてされているのですが、短期保険証も発行されていないとしたら、どういうふうな形でされたのでしょうか。

資格証明書をゼロにしている自治体が今ふえていっております。日本中の自治体の3割が資格証明書発行ゼロ。沖縄、京都、長野では6割以上の自治体が発行ゼロということになっておりまして、今年に入ってからでしょうか、広島市も資格証明書の発行をやめたということで、今、保険証があるというのと、10割窓口で払わなければならない資格証明書というのとはえらい違い。保険証がないのと同じですからね。ですから、こういったところで資格証明書を発行するところから、発行しないところがふえていっていますので、いま一度、野洲としても考えていかなくてはならない。県内でも発行していない自治体はたくさんありますので、それが今求められているのではないかと思います。

医療費の部分でもご答弁がなかったのですが、44条の関係、補助をしていくという関係。これも今までから、湖南の保健所管内で足並みがそろわないという答弁をずっといただいているのですが、こういった足並みがそろわないというふうな形だけではなくて、足並みがそろわないならば、低所得者に対する医療費の助成ということをされている自治

体があるのです。ですから、国保税は法定減免があって自動的に保険税の減免がされるけども、医療費は低所得であっても3割負担というこの部分をやはり考えないといけないというふうに思うのです。ですから、湖南の草津保健所管内の足並みがそろわないというのを盾にとるのでなく、現実、こういった流行性のものが予測されるという中においては、病院に先、本当に早く行ってもらって、タミフルで完治するのですから、大流行にならないように押さえていくという意味でも必要ではないか。鳥インフルエンザなどを想定されたいろんな指針をつくってどうのこうのとおっしゃいますけども、やはり一番最初にこういったところでの窓口で先にそういった部分を押さえていく、早期発見・早期治療というところをどう考えておられるのかというところのご答弁をお願いいたします。

集中改革プランですが、後でまた提案をさせていただきますというふうなことですけども、これ、本当に詳しいものを出していただけるのでしょうか。今回いただいたこの検討状況も、こんなのでどう検証するのですかと言わないといけないような部分でしょう。私が言った歴史民俗博物館の700万円にしても、博物館の管理費1,193万7,000円、これが700万円、どこをどう削ったら700万円になるかというのが書いていないのに、これで検討状況だと。こんなの失礼だと思いませんか。議会の中で議論をしてもらおうと思えば、何がどこにそれだけのお金があって、プラスがあってマイナスがあって、こうなってだからこうなるのだというのを出していただいて初めて検討できる話だというふうに思うのですけども、そういう意味では、いろんな意味でプランがいっぱい書かれておりますけども、具体的にこれからの内容としてしか出しておられない。せめて数字を出されたこの部分に関しては、もっと詳しい、ちゃんとした資料が必要だと思いますが、答弁していただきたいと思います。

補助金やら負担金の見直しで、これも一律抑制というふうな形をおっしゃっています。本当に一覧表、全部出していただきたいと思います。一般質問で当初に出しているのですから、その間にこれぐらいの資料はできるでしょう、持っておられるのですから。出してほしいということを質問で項目として上げているのですから、もう少しまじめな答弁をしていただけませんか。通告をしていない問題じゃなくて、通告をしているのですからね。今後、こういう部分に関して、通告から質問までの期間の間に資料を提示していただきたいと思いますが、この答弁をお願いいたします。話になりません、これでは。この間、1週間いったい何の仕事がされていたのですか。

あと、歴史民俗博物館の部分ですけども、春と秋のみ開館、夏と冬は閉めるということ

ですね。本当に子どもらも春と秋だけ。そんな博物館ってどこかにあるのでしょうか。正倉院なんていうのはしょっちゅうあけたら空調やらも大変だと思いますけど、宝物殿ですから。ちょっと違うと思うのですが。それでどれだけの効果があるのでしょうか。この120万円の収入が入ってこないのですから、これからいったら、700万円から120万円を引いたら580万円です。そのぐらいの額をどうしても削らなかつたらやっつけられない、10億円に対しての金額なのではないでしょうか。それで野洲の文化レベルが問われるとしたら、本当にあの博物館が泣くと思いますが。私ら市民も泣きますわ。「野洲って何ちゅうとこや」と言われるのが落ちと違いますでしょうか。文化レベルが問われるというのは、だから、私はそういうふうな意味で言ったのですが。小菅議員も言いましたが、同和事業は聖域になっていますよね。あそこでもっと削れるところはいっぱいあるのと違いますか。一律と言われるのであれば、そういう内容も出していただきたいと思います。

医療費の問題について、子どもの医療費の無料化のところ、特定疾患とか、難病とか、父子・母子家庭、障がい児とかいうところら辺にマルフクになっていますね。これは、全体の小中学生の児童・生徒のうち何人の方、何割がこういう形で無料になっているのでしょうか。

それと、就学前までの現物給付をされているのがどれだけの人数になっているのでしょうか。先ほど、入院に関して受給券を4,600人に配らないとできないということをおっしゃいましたね。そんなことはないでしょう。高齢者が入院をしたときに高額療養の申請、これ、病院に用紙をもらって、幾らになりますというのを市役所に持って行って、市役所でそれを認めてもらったら病院で払わなくても済むという実務になっていますね。高額療養費、病院と保険でいけるようになっていきますでしょう。そういうシステムをこれで導入すればいいと思うのですが、できませんでしょうか。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、集中改革プラン、あるいはインフルエンザに絡む医療費について、基本的なところを私の方からお答えをさせていただきます。

先ほどから言っていますように、全体の財政の中でどうしようかということで、決してどこかに意図的にお金を充てて、どこかを意図的に削ろうということにはございません。何とか2年間、3年間しのごうということであるということにはまずご理解いただきたいと思っております。

それとあと、情報につきましても、これも何回も言っていますけれども、現在、全事業を挙げて検討しているということで冒頭にお答えしましたけども、本来ですと先月末にお示しをしたかったのですが、かなり手間取っておりましたので、それについては事務の遅れということでおわびをいたします。きちっと情報は公開させていただきます。

あと、補助あるいは支援、減免についても決して秘密にしようとは思っておりません。できるだけ育てるような温かい、攻撃ばかりしていただいているのですが、どうですかとか言ってもらった方がよくて、けしからんじゃないですかばかりだと、私はいいのですが職員は意気消沈しますので、できるだけ提案型でお願いしたいと思っています。

それと、基本的なことなのですが、無料がいいということは、確かに無料がいいのですが、今、世界的な潮流で価格というのはどこで決まるかというのと、古い考え方は、需要と供給で決まるという考え方だったのですが、最近の温暖化の議論の中ではやはり適正な価格、価格信号と言っていますけども、いわゆる資源とかエネルギーとかCO<sub>2</sub>とかいったものがその裏にどう隠れていてどう動くのか、それを価格ということ出すと。例えば、市場価格では高いけれども、それを下げることによって促進するという政策価格です。例えば太陽光発電ですとか、あるいはグリーン購入、こういったものがあります。逆に、資源が限られているものを政策的に下げると、資源が使い尽くされてしまうということです。例えば医療費の場合も、私はできるだけ家庭に負担がかからないように、子どもさんがたくさんおられたら医療費は低い方がいいと思っています。ただ、これは専門家も言っていますように、そこの敷居をゼロにするとどこに出てくるかといいますと、貴重な医療資源が無駄に使われる。本来、重篤な患者さんに注ぐべき小児科医なり内科医の資源が、とにかく困るからといって窓口に来られた場合、そこへ行ってしまうということになりますから、いかに価格の信号を適正にやるかというのが政策決定だと思います。ただ、これは正解はございませんから、いろんな状況を見ながら設定が必要だと思いますけども、無料がいい、敷居が低いというだけでやってしまうと、逆に資源が無駄に使われます。ということですので、そのあたりは皆さん方と提案をしながら議論をさせていただきたいと思っております。

それと博物館、文化レベルがとおっしゃるのですが、2年間、3年間何とか、厳しい中で本当に1円でも2円でもかなり厳しい状況です。それが100万レベルで削減できるのであれば、それは積算して持っていきたい。昨日も申し上げましたけど、合併以後たくさん施設のできていって、本当に1,000万単位が支出がふえています。税収が1



0億円以上減っています。これは手品でないとできないのですが、手品はタネがあるのですが、魔法でないとできないことだと思っておりますので、きちっと情報をお出ししますから、皆さん方と一緒にご議論いただければ幸いですと思っています。

個別につきましては担当部長の方からお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、インフルエンザの病後児保育の件でございますけども、これにつきましては、保育園に通われて、病気になれば基本的には在宅、保護者の方にお迎えいただくということですけど、その後、少し病気の回復期になった段階でお預かりするという病後児保育を今年度、祇王の明照保育園で新たに取り組んでいただくと。看護師さんを1名雇用いただいて、子どもたちが少し病後の状況でも保育園に通っていただく環境をつくろうということで、そのために予算を見ておるものでございます。

そうしまして、資格証明書の件でございますけども、今回、国としては、本来は短期証として扱うべきものだというようなことの中ですけども、当然、緊急を要するということですのであえて短期証は発行しておりませんし、個別の通知までは行っておりません。特にマスコミ等の、市も出しておりますけども、発熱外来を電話でご相談いただくという中できちっとご説明申し上げて受診をいただくということですし、具体的に3割負担の分をおっしゃっていただいて、ないと言われても、行くなというようなことははっきりと言えないということで、当初ご回答申し上げましたように、今後こういう緊急時の対応については課題だということを思っていますし、今回、県もこういうような行動計画の中の検証もしようということですのでそのあたりも、他市についてはそのような対応されているところもありますので、今後の検討課題として進めてまいりたいと考えております。

また、44条の関係で、おっしゃるように制度上はあるということで、なかなか遅々として進んでおらないというのが現状ですけども、今回の部分は、今申し上げましたように、いわば医療費の3割負担ということでは緊急時の課題はあるという認識はしていますけど、ただ、これは44条を適用するという違った論点で、命に関わる話については考えるべきものだと考えております。だから、早期発見という部分では、もし今後検証する中で、通知をいただかないような、例えば県として取り組むべきことがあれば、私どもも検証しな

がらその場で話も進めてまいりたいと考えております。

そうしまして、福祉医療についての件で、何人がという部分が少し聞き取れなくて申しわけなかったのですが、回答申し上げました昨年の小中学校の入院費助成実績45という中で、小学生低学年が17件、高学年が14件、中学生が14件で、入院分でいくと45件だったということで、1年間の実績を申し上げさせていただきました。

あと、福祉医療の対象者の人数をおっしゃっていただいて、ちょっとご質問とお答えが合っていないのかもわからないのですが、現在、乳幼児につきましては就学前まで無料ということで取り組みをしております。その対象者が、2,850名ぐらいの乳幼児の方が福祉医療として助成しているところでございます。

あと、現物給付の高額の取り扱いということでご質問をいただいていたと思うのですが、基本的に福祉医療の対象者にしようとする、今申しましたように4,600人の方すべてに受給券をお送りさせていただくということで、もし制度が開始されれば、これだけの対象者ですので現物給付での支給になるということで、高額を立て替えの取り扱いとおっしゃっていた部分はちょっと読み取れなくて申しわけないのですが、当然想定されるのが、4,600名の方で受給されますと、国保の小中学生の事例を少し参考にしますと、1カ月で国保の小中学生の方が605人ほどおいでになります。レセプトでいうと344件ございます。ただ、お一人の方が何にかかっておられるのかという実人数までは出ないのですが、4,600人ですので、もしそれがそのままスライドするとかなりの、半分近くのレセプト件数になるのかなという気がしています。当然、制度を拡大すれば、この部分については現物給付という形で制度が進む形になっていくと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から、新型インフルエンザに關します学童保育所の対応の關係でご答弁申し上げます。

学童保育所の方は、ご存知のとおり、基本的に学校の放課後に開設することが原則になっておりますので、今回の新型インフルエンザの対応につきましては、学校の臨時休業に合わせまして休業したところでございます。しかし、指定管理者であります社会福祉協議会に対しましては、どうしても自宅での対応が困難な家庭に対しましては、申し出があれば職員の勤務時間内におきましては柔軟な対応をしていただくようお願いをしております。また、小学校では休業期間中に家庭訪問を行っておりますので、学童保育の対象者で

問題がある家庭がありますならば、青少年育成課の方に連絡していただくように調整をいたしておりました。しかし、結果的には、社会福祉協議会、そして青少年育成課の方に対する相談もなかったというのが現状でございます。

そこで、今後の対応でございますけども、再度このような同様の事態が起こった場合でございますけども、保育園との大きな違いは職員、学童でいいますと指導員ですけども、勤務体系の違いにございます。基本的に学童保育所は午後が勤務になっておりますので、そこが最も大きく違っておりまして、できるだけ今回の事案を教訓にしまして、指定管理者の方には柔軟な対応ができるように協議をしていきたいのですけども、問題点としては、急な対応が、果たして勤務の変更ができるか。特に朝から出勤ができるかということがございますし、もしもこれまで同様午後から開設させていただく、そういう場合に保護者の方が送ってきていただくことができるか。そういった問題が発生しますので、その点、十分にご理解いただきまして、教育委員会としまして、その辺につきましても柔軟な対応が可能であれば、社会福祉協議会、指定管理者の方に申し上げていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 野並議員の再質問にお答えを申し上げます。

2点ばかりあったと思うのですが、「(仮称)集中改革プラン」の素案の提示につきましては、この6月18日ごろを目標に、今現在もなお丁寧に内部庁内調整を進めております。そのころには提出・提示をさせていただきたいと考えております。

また、補助金の一覧表でございますが、たしか3月に21年度予算案としまして、野洲市補助金・交付金等の一覧という形でそれぞれ区分、団体補助と事業補助に分けてお配りをさせていただいております。また、団体補助につきましては、先ほども申し上げましたように、一定の割合で抑制をお願いしようということを考えておりますが、その適正化対象の費用項目を定めようと考えています。このプランの素案では、そうした適正化や一律抑制のルールを提案して理解を求めていきたいと考えておりますし、それぞれ個々の団体に対する詳細な見直し案につきましては、それらの団体の会計等の詳細を検証して協議を経てという形になりますので、時期としましては予算案の中で公表という形になると思っております。

また、最後、3点目ですが、先ほど文化レベルのことをちょっとおっしゃってました

が、滋賀県内の中でも博物館というのは皆の市町にはございませんで、博物館がないと文化レベルが低い高いということでもないのではないかなと、このように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） この一覧表で161件、うち単独が116件ということで、1億8,200万円削減されているというのは重々知っております。いろいろと一律ではいけないなと思ったから、どういうふうなことをされるのかなというふうに私は思ったのです。文章的にそうなっていますので、一律抑制を実施というふうな形になっていますから、問題だなと思ったから私は質問として出させていただいたのです。きちっと納得できるようなものを出していただきたいと思います。

学童の部分、私も心配で聞きました。「昼からやったら預かってくれると言うけども、そんなん、昼からって間尺に合わへんわ」と言っておられました。

それと、仲よしグループができている人たちは、お母さん方が他の子どもの面倒を見て、あれは5日間ですか、そのうちの1日ずつ休んで他の子も面倒見るということをしたという人もおられました。けども、まだそういうふうな輪のつくりしていない人は職場に連れていったとか、それこそおじいちゃん、おばあちゃんが面倒を見たとか、さまざまな状況でしたので、対応できない人もおられたと思いますから、これは保育園が直営でできている部分でフォローができていないのに、小学校へ行った途端フォローができないというのはやはりどうかというふうに思いますので、働く人たちがみんな休めるというような状況でもありませんから、ですから、そういうところで今回を教訓にさせていただきたいというふうに思いますので、秋までに何とかありますでしょうか。私、秋から冬、これは絶対また出てくるというふうに思いますので、来年では間に合わないと思いますから、その検討ができるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

市長、私、別に攻撃をしているわけではなく、提案をさせてもらった部分もあるのですが。資格証明書の発行などは実例も出しながら、今どんどんそういう形でされていっているところがあるのですから、ぜひ野洲でも検討をしていただきたいというのは、これは攻撃ではないと思うのですが、どうでしょうか。出しましたそれぞれの部分、病児・病後児のところも明照保育園だけで取り組んでいるというふうなものでなく、野洲市内の保育園に行っている乳幼児の方が預けられるような体制をつくっていただきたい。野洲の第三保育園に看護師さんがおられるとかいうふうな限定ではなくて、病院でされていると

か、栗東やったかな、草津やったかな、個人医院のところの増築をして、そこに全市の子ども病児・病後児保育ができているというのはこの湖南の中でもされていますので、検討をぜひしていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ご提案をいただいているのはわかりますけども、全体を考えていただきたいなという。例えば今の学童保育にしましても、学童保育で子どもさんを相手にしていただいている方は学校が終わってからです。午前は何かしておられるわけです。その方に午前からという、じゃ、その方は何かしないといけないですね。ですから、私、さっきのご質問でも言いましたように、行政の仕事というのはやはり人が人と接してやっています。ですから、次の9月あるいは冬には学童保育でいつでも、学校が閉じていても朝から子どもさんをと。これは私もしたいのですけども、今、学童保育の現状は本当に大変な状況になっています、現場で当たっていただいている方は。それを、インフルエンザで学校が閉まる、じゃ、子どもさんを朝から預かって下さい。では誰が預かるといえば、通常、午前はどこかで仕事をしておられてそこへ来ていただいている方。それをあらかじめ用意して、予備と言ったら変ですけども、ずっといただいているということを覚悟いただくのであればできるというふうに思います。

それと、資格証明書につきましても、従来から言っていますように、保険料を何とか努力して払っていただいている方、その中で賄わないといけないということですから、皆さん方の了解を得るというよりは制度の問題がありますから、そのあたりもきちっと押さえない限り、簡単に資格証明書を発行しないという。実際の判断はありますが、恐らくこれは実際のサービスによって違うと思います。そこは発行していない、そのかわり野洲市と比べると違うサービスが欠けているといったこともありますから、総合的に市民へのサービス設計をもう一度考えた上で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明 1 1 日は午前 9 時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。  
本日はこれにて延会いたします。(午後 4 時 1 8 分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年6月10日

野洲市議会議長                      河野                      司

署名議員                              林                              克

署名議員                              秦                              眞 治